

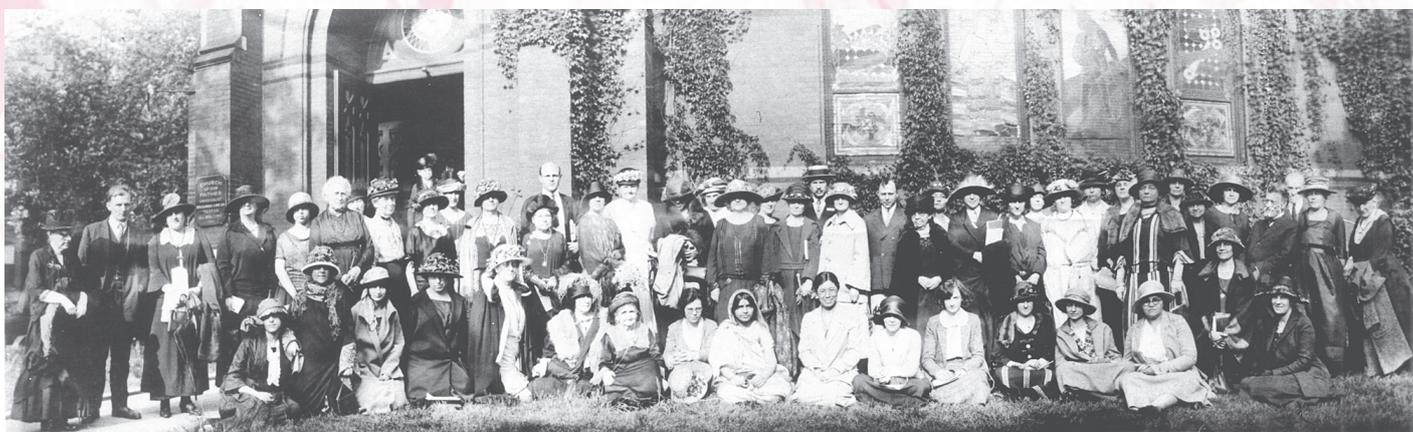
北海道大学大学院文学研究院応用倫理  
応用哲学研究教育センター主催



# 女性参政権運動史を ふり返る

記録

2021年10月31日(日) 13:30~17:00  
北海道大学 学術交流会館 小講堂



1923年7月 男女平等大会 75周年記念大会 (ニューヨーク州セネカ・フォールズにて) 市川房枝記念会女性と政治センター所蔵

## 【講演者】

佐藤 繭香  
栗原 涼子  
井上 直子

## 【コメンテーター】

広瀬 玲子  
【司会】  
水溜真由美



北海道大学  
HOKKAIDO UNIVERSITY



## 目次

---

女性参政権運動史をふり返る 3

「明るく、自由で、楽しげ」に

——イギリス女性参政権運動のプロパガンダ

佐藤繭香 ..... 7

アメリカの女性参政権運動とフェミニズム

——ジェンダー、人種、帝国をめぐる論争から

栗原涼子 ..... 18

婦選獲得同盟にみる日本の女性参政権運動の運動戦略

——運動の拡大と連帯のために

井上直子 ..... 25

コメント 34

ディスカッション 37

## 女性参政権運動史をふり返る

---

日時：2021年10月31日（日）13:30-17:00

場所：北海道大学 学術交流会館 小講堂

19世紀から20世紀にかけて、世界各地で女性参政権運動が展開されました。女性参政権運動は、政治的権利を持たない女性が、政治の場に自らの声を反映させねばならない点で、大きなジレンマを伴う運動です。このジレンマを前にして、各国の女性たちは、ロビー活動、啓蒙活動、プロパガンダなど、様々な手段・戦略に訴えました。同時に、女性参政権への同意・支持を得る上で、効果的な論理・理念を打ち出そうとしました。本シンポジウムでは、英米日の比較史の観点から、女性参政権を実現するために取り入れられた様々な試みについて考察します。今日においても、女性が自らの声を社会や政治の場に反映させることは容易ではありません。こうした今日の状況もふまえながら、女性参政権運動史をふり返ってみましょう。

### 講演者紹介

#### 佐藤繭香（さとう まゆか）

麗澤大学外国語学部准教授。専門は、イギリス近現代ジェンダー史、女性参政権運動史。単著書に『女性参政権運動とプロパガンダ——エドワード朝の視覚的表彰と女性像』（彩流社、2017年）。共編著に、『欲ばりな女たち——近現代イギリス女性史論集』（彩流社、2013年）。共訳書に、『お買い物は楽しむため——近現代イギリスの消費文化とジェンダー』（彩流社、2020年）など。

#### 栗原涼子（くりはら ようこ）

早稲田大学ほか非常勤講師・元東海大学教授。専門は、アメリカのフェミニズム運動史。単著書に『アメリカのフェミニズム運動史——女性参政権から平等憲法修正条項へ』（彩流社、2018年）、『アメリカの第一波フェミニズム運動史』（ドメス出版、2009年）、『日米女性参政権運動史』（信山社、2001年）、『アメリカの女性参政権運動史』（武蔵野書房、1993年）。共著書に『越境する1960年代——米国、日本、西欧の国際比較』（彩流社、2012年）、『アメリカ・ジェンダー史研究入門』（青木書店、2010年）、『シリーズ・アメリカ研究の越境 第4巻「個人と国家のあいだく家族・団体・運動」』（ミネルヴァ書房、2007年）、『アメリカを知る技法』（宝文堂、2003年）、『アメリカ研究とジェンダー』（世界思想社、1997年）など。

#### 井上直子（いのうえ なおこ）

帝京大学ほか非常勤講師。専門は日本近代女性史・ジェンダー史。近年の論文に「婦選獲得同盟誌友会の組織化とその役割——満州事変以降における婦選運動の担い手をめぐって」『総合女性史研究』（37号、2020年3月）、「交錯する「公民」の境界——1930年前後における「婦人公民権」問題をめぐって」『ヒストリア』（272号、2019年2月）、「婦選獲得同盟東京支部にみる婦選運動の転換点」『人民の歴史学』（218号、2018年12月）など。

### コメンテーター

広瀬玲子（北海道情報大学情報メディア学部教授）

### 司会

水溜真由美（北海道大学大学院文学研究院教授、応用倫理・応用哲学研究教育センター運営委員）

## 公開シンポジウム 女性参政権運動史を振り返る

### 開会の挨拶

---

(水溜) 本日は、お忙しい中、お越しいただきありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます、北海道大学大学院文学研究院の水溜真由美と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、藏田副研究院長より開会の挨拶を頂きます。

(藏田) 皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、またコロナウィルスの感染についてもまだ気を抜けない状況で、しかも衆議院選挙が行われている中、本シンポジウムにおいでいただき、まことにありがとうございます。私は北海道大学文学研究院副研究院長、北海道大学評議員の藏田と申します。昨年度まで本日のシンポジウムを主催しております応用倫理・応用哲学研究教育センターのセンター長を務めておりましたこともあり、開催にあたってご挨拶をさせていただきたいと思ます。

ようやく札幌でもコロナウィルスの感染者が減少してまいりましたが、本日のシンポジウムも企画された時点ではこのような形での対面での開催は危ぶまれておりました。このような形で本シンポジウムを無事に開催することができ、まことにうれしく思います。本日は東京から2人の登壇者をお迎えすることができましたが、登壇者のうちのお一人には東京からオンラインでお話ししていただきます。昨年来、この種のイベントはオンライン形式で開催されるようになってきましたが、昨今は対面とオンラインを組み合わせた形式での開催も増えております。今回は本センターとしても初の試みとして、ハイフレックス形式で本シンポジウムを開催いたします。

なお感染者は減りつつあるとは言え、本日のシンポジウムを開催するにあたり、様々な感染対策を行っております。ご来場の皆さんには何かとご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいたく存じます。

本センターと本センター主催のシンポジウムについて簡単にご紹介させていただきます。本センターは2007年に当時の文学研究科内の研究教育センターとして設立されました。発足時の名称は、「応用倫理研究教育センター」でしたが、2018年度から「応用哲学」を加え、「応用倫理・応用哲学研究教育センター」と改称いたしました。本センターが設立の翌年の2008年には本センター内にジェンダー・セクシュアリティ部門が設置され、その後本センターは北海道大学におけるジェンダー・セクシュアリティ学の研究教育のプラットフォームとして活動を続けてまいりました。本センターでは学内の全学教育・学部教育・大学院の関連授業科目を開講するだけでなく、研究及び社会貢献の一環として、研究会、ワークショップ、フォーラム、国際シンポジウム等を企画・開催し

てまいりました。具体的には「性差医療」、「DVのメカニズム」、「ワーク・ライフ・バランス」「結婚という制度」「触発する映画 — 女性映画の批評力」「同性パートナーシップ」「教養とジェンダー」「LGBTはどうつながってきたのか」「国際労働移動とジェンダー」「占領と性」といったテーマで、一般公開のシンポジウムやフォーラムを開催してまいりました。本センターで開催されたこれらのシンポジウムの記録は本センターで発行しているジャーナル『応用倫理』の別冊として、また『公開フォーラム・シンポジウム記録集』として発行され、本センターのホームページの「出版情報」というサイトで公開しております。

本日のシンポジウムのテーマは「女性参政権運動史をふり返る」です。本日は衆議院選挙も実施されておりますが、今でこそ女性にも参政権がありますが、長らく女性には参政権は認められてきませんでした。『自由論』の著者でもある、イギリスの哲学者のジョン・スチュワート・ミルが19世紀半ばに男女同権を主張したあとも、その道のりは決して平坦なものではなかったようです。立法府に自分たちの代表者を送ることができず、そのため自分たちの声を政治に反映させることのできなかった女性たちはどのようにして自分たちの権利を法によって認めさせてきたのでしょうか。本日は3人の方によって、イギリス・アメリカ・日本のそれぞれの国での女性達の戦略について論じられます。ご存じの方も多いと思いますが、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数で日本は120位です。この数字が示すように、日本では女性の政治参加がまだ形式的なものに終わっていると言わざるをえません。本日のシンポジウムのタイトルにあるように、女性参政権運動史を振り返ることで、このような日本の現状を変えていく手がかりが得られるものと期待しています。

それでは、今回のシンポジウムの企画責任者である、本学文学研究院映像・現代文化論研究室教授で本センター運営委員である水溜真由美先生より本日のシンポジウムの趣旨を説明していただきます。

## 趣旨説明

---

(水溜) それでは、趣旨説明をさせていただきます。

19世紀から20世紀にかけて、世界各地で女性参政権運動が展開されました。女性参政権が実現した時期やプロセスは国によって異なりますが、今日のシンポジウムでは、イギリス、アメリカ、日本の事例を取り上げます。まずこれらの国について、国政のレベルで女性参政権が実現した時期を確認します。イギリスでは、1918年に女性参政権が限定的な形で導入され、1928年に完全な形で実現しました。アメリカでは、1920年に全土において女性参政権が実現しました。日本では、第二次大戦後の1945年末に女性参政権が実現しました。

女性参政権運動は、政治的権利を持たない女性が政治の場に自らの声を反映させねばならない点で、大きなジレンマを伴う運動です。通常、女性参政権を実現するためには、議会において法律を制定する必要があります。その上での根本的な問題は、法律を審議し議決する議員も、その議員を選出する有権者も全員男性だということです。各国の女性たちは、議会に代表を送ることができな

い状態で、いかにして女性参政権を実現しようとしたのでしょうか。

数年前にイギリスの女性参政権運動を描いた映画『未来を花束にして』が公開されました。この映画には、女性運動家たちが郵便ポストや政治家の別荘を爆破するといったような、暴力的な手段に訴える場面が出てきました。一方で、政治家や官憲は運動に対して極めて敵対的な態度をとり、女性運動家たちを容赦なく逮捕・投獄していました。

他方で、女性参政権運動とナショナリズムの関係が問題にされることもあります。イギリスやアメリカについては、第一次大戦後ないし末期に女性参政権が実現したことから、女性参政権は戦争協力に対する見返りであったという解釈があります。日本について、市川房枝らの運動家が女性参政権実現のために戦争協力したことを批判的に捉える研究もあります。

以上の点を含めて、女性参政権を実現するための手段や戦略、女性参政権に対する同意を調達するための論理や理念は多様です。本シンポジウムでは、イギリス、アメリカ、日本の歴史をご専門とする3人の研究者の方々に、各々の国の事例をお話いただきながら、考えを深めていきたいと思えます。佐藤繭香先生には、「「明るく、自由で、楽しげ」に——イギリス女性参政権運動のプロパガンダ」というタイトルで、イギリスの女性参政権運動において用いられた、行進、バザー、演劇といった視覚的な宣伝活動についてお話しいたします。栗原涼子先生には、「アメリカの女性参政権運動とフェミニズム——ジェンダー、人種、帝国をめぐる論争から」というタイトルで、アメリカにおける女性参政権運動の歴史をたどりながら、ジェンダー、人種、帝国をめぐる争点について、お話しいたします。井上直子先生には、「婦選獲得同盟にみる日本の女性参政権運動の運動戦略——運動の拡大と連帯のために」というタイトルで、婦選獲得同盟の採用した戦略や手法について、海外の女性参政権運動との関係も視野に入れつつお話しいたします。

本シンポジウムの進行についてですが、3人の先生方からご講演をいただいた後、休憩をはさんで、広瀬玲子先生からコメントをいただきます。その後、コメントに対する講演者からのリプライ、ディスカッション、フロアからの質疑応答の順に進めたいと思えます。

フロアからのコメント、質問の方法についてですが、お手元にある質問票にご記入いただくか、QRコードを読み込んでいただいた上で、ウェブ上からグーグルフォームにご入力下さい。フォームへの入力は随時行うことができます。質問票は、質問をご記入の上、休憩時間にスタッフにお渡し下さい。休憩時間終了後に提出される場合は、挙手して下さい。スタッフがお席まで回収にうかがいます。

## 講 演

---

(水溜) それでは、講演に移ります。

最初に、佐藤繭香先生に「「明るく、自由で、楽しげ」に——イギリス女性参政権運動のプロパガンダ」というタイトルでご講演いただきます。

佐藤先生は、麗澤大学外国語学部准教授でいらっしゃいます。

ご専門は、イギリス近現代ジェンダー史、女性参政権運動史です。単著書に、『女性参政権運動とプロパガンダ——エドワード朝の視覚的表象と女性像』<sup>1</sup>、共編著に、『欲ばりな女たち——近現

代イギリス女性史論集』<sup>2</sup>、共訳書に、『お買い物は楽しむため——近現代イギリスの消費文化とジェンダー』<sup>3</sup>などがございます。

---

1 佐藤繭香『女性参政権運動とプロパガンダ——エドワード朝の視覚的表彰と女性像』（彩流社、2017年）。

2 佐藤繭香『欲ばりな女たち——近現代イギリス女性史論集』（彩流社、2013年）。

3 エリカ・ダイアン・ラバポート『お買い物は楽しむため——近現代イギリスの消費文化とジェンダー』佐藤繭香・成田美美・菅靖子監訳（彩流社、2020年）。

# 「明るく、自由で、楽しげ」に

## — イギリス女性参政権運動のプロパガンダ

佐藤 繭香

麗澤大学外国語学部准教授

今日はこのようなシンポジウムでお話しする機会を頂き、水溜先生、北海道大学の先生がた、本当にありがとうございます。佐藤繭香と申します。

私はイギリス女性参政権運動を専門としており、今日はその話をするのですが、イギリス女性参政権運動自体は19世紀の後半から始まっています。その中でも私が取り上げたいのは20世紀になってからの運動です。

水溜先生からも少しお話がありましたが、20世紀の女性参政権運動は、「ミリタンシー」と呼ばれる戦闘的行為がよく知られています。ミリタンシーというのは、活動家が逮捕されて投獄され、ハンガーストライキをする、街の通りで窓ガラスを破壊する、郵便物に放火する、手製の爆弾を作って爆破するといった、財産の破壊を含む活動方法のことです。ミリタンシーという言葉、『オックスフォード英語辞典』で検索すると、「政治的または社会的な大義を追求するために積極的に活動し、しばしば過激で暴力的な、または対立的な方法を好む。」という定義がされています。こうした説明があると、では、運動の最初から暴力的なのかと思うかもしれませんが、そうではありません。少なくとも20世紀の初めのころはそこまでではなく、徐々に活動がエスカレートしていったということです。運動では、ミリタンシーというのがよく知られていますが、私は、初期に行われた行進などを含む視覚的な活動がイギリスの20世紀の女性参政権運動を盛り上げる要素の一つであったと考えており、今日はそちらの「明るく、自由で、楽しげ」な行進の話をさせていただきます。では、それはどういう運動だったのでしょうか。

イギリスの女性参政権運動を語る時、二つの大きな組織が登場します。一つが女性社会政治同盟(WSPU)で、こちらがミリタンシーをやっていた組織です。もう一つが、女性参政権協会全国同盟(NUWSS)です。WSPUとNUWSSは、運動のやり方が違います。WSPUがミリタンシーであるのに対して、NUWSSはミリタンシーを使わず、議会の議員にロビー活動をする、いわば旧来の組織と見ていいと思います。WSPUの会長は、エメリン・パンクハースト夫人です。有名な会長でしたけれども、多くても5,000人ぐらいの規模の組織でした。一方で、NUWSSは穏健派と呼ばれ、WSPUよりも前の1897年に設立されており、19世紀の運動を引き継いだ組織です。規模はWSPUよりも大きく、第一次世界大戦直前までおよそ5万人ぐらいの会員数を誇っています。会長は、ミリセント・ガレット・フォーセットという女性です。イギリス国会議事堂前のパラメント広場に議会政治の発展を促した政治家たちの銅像が飾られているのですが、2018年、女性として初めてそこに彼女の銅像が建てられました。

この二つの大きな組織がある中で、イギリスの女性参政権運動はこれまでどのように先行研究のなかで語られてきたかという点、やり方の異なる2つの組織があるということで、戦闘派と穏健派

という二項対立で語られてきました。ミリタンシーという手段をとる組織とそれに反対し穏健な手段をとる組織という形です。

女性参政権運動史の先行研究のもう一つの大きな特徴は、第一次世界大戦までを運動の区切りとするものが多いということです。WSPUもNUWSSも、第一次世界大戦が始まったときに「戦争が始まった。ではとりあえず運動を中止し、これからは戦争に協力しよう」ということで、運動の中止を宣言しました。そのため、研究者の多くは、1914年までを運動の歴史の区切りとして語ってきました。<sup>4</sup>ところが、最近の研究動向は少し変わってきています。すなわち、「いやいや、そうではない。第一次世界大戦の中でも組織はあって、戦争協力の活動をしていた」というわけです。つまり、運動は終わっていなかったのだという解釈です。確かに、いろんな形の活動がありました。WSPUなどは、軍需工場で働くための女性労働者を集める活動をしていました。一方、NUWSSは、戦地に送る看護師を集めるという活動をしていました。それも女性参政権運動の活動の一部ということで、1918年に一部の女性に参政権が与えられたわけですが、そこまでを女性参政権運動として語らなければいけないという考え方が出てきています。

そうした中で、先行研究のもう一つの特徴——今日私がお話することとも関連するのですけれども——は、WSPUとNUWSS以外に女性参政権組織が30ほどあり、その研究も盛んになっていることです。それだけではなく、芸術を使った宣伝のしかた、演劇を使った女性参政権運動のプロパガンダなど、ミリタンシー以外の文化的活動に注目した研究が出てきています。リサ・ティックナーという研究者が一番最初に行進の研究を始めたのですけれども、つい最近でも、ギャレット・アンド・トーマスが編集した論文集のように、アートやジュエリーなど参政権運動の中に出てきた商品を使った研究が進んでいます。<sup>5</sup>そこで私は、そういった研究成果を踏まえて、1918年までを一連の流れとして考えたほうが良いと考えています。大衆への女性参政権運動の浸透とか運動拡大のきっかけを与えたのが、第一次世界大戦前までに行われていた視覚的な宣伝活動であり、特に行進の効果が大きかったと考えており、今日はそれについてお話しするつもりです。

第一次世界大戦前の時期といいますが、特に1906～1911年の時期に注目します。その時期にイギリス女性参政権運動が社会的な問題として広くイギリスの社会で認識され、1912年から女性参政権運動の基盤が作り上げられたのではないかと考えているからです。特に、この時期はミリタンシーももちろん同時並行的に行われていたのですけれども、運動を支える基盤としてさまざまな視覚的なプロパガンダ、すなわち、今日は行進だけしか取り上げることができないのですが、バザーや演劇などが運動を大衆に知らしめるという意味で大きな影響を与えました。

大英図書館に「The British Newspaper Archive」というオンラインのアーカイブがあります。1000種類ぐらいの主要新聞や地方新聞、そして参政権関係の雑誌なども入っているアーカイブで

---

4 Leslie Parker Hume, *The National Union of Women's Suffrage Societies, 1897-1914*, Garland Publishing, 1982; Andrew Rosen, *Rise Up Women! The Militant Campaign of the Women's Social and Political Union, 1903-1914*, Routledge, 1974; Martin Pugh, *The March of the Women: A Revisionist Analysis of the Campaign for Women's Suffrage, 1866-1914*, Oxford University Press, 2000 など。

5 Lisa Tickner, *The Spectacle of Women: Imagery of the Suffrage Campaign, 1907-14*, University of Chicago Press, 1988; Miranda Garrett & Zoe Thomas, eds., *Suffrage and the Arts: Visual Culture, Politics & Enterprise*, Bloomsbury Visual Arts, 2019.

6 The British Newspaper Archive は、<https://www.britishnewspaperarchive.co.uk/> より検索可能である。表1は、2021年10月6日に検索した際のデータに基づいている。

す。そのアーカイブを使いまして、用語検索をしてみると、こういう結果が出てきます（表1）<sup>6</sup>。例えば「女性参政権（women's suffrage）」という言葉を検索してみると、19世紀は、非常に少ないのです。それが20世紀に入ると、「女性参政権」という言葉がかなり頻繁にメディアの中で取り上げられているのが分かるかと思います。

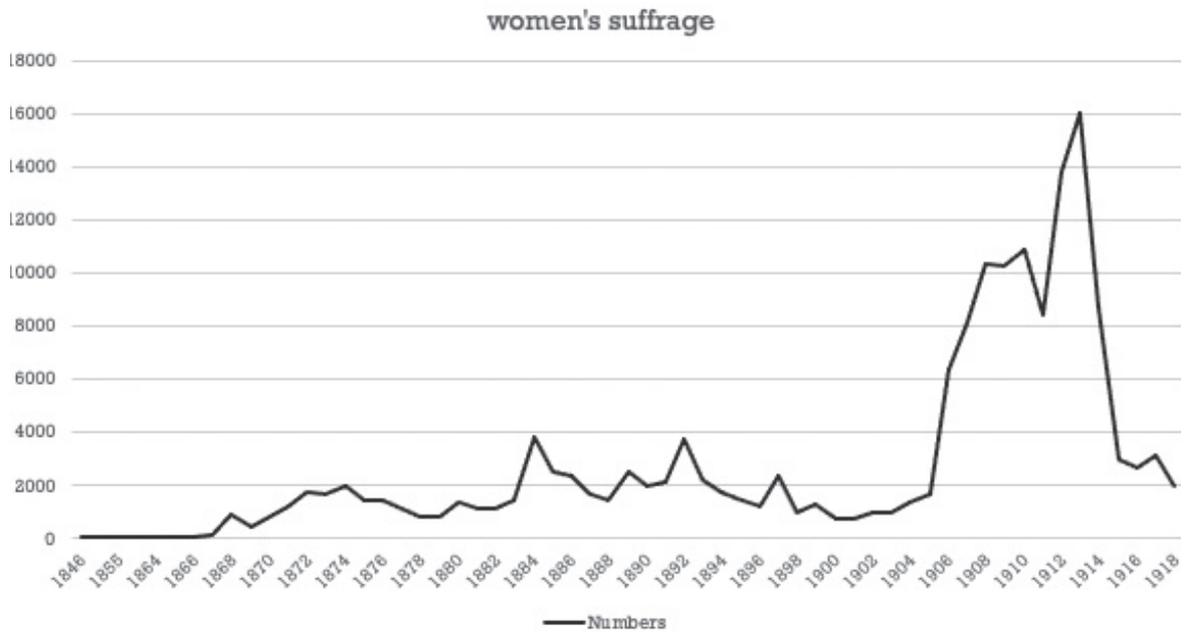


表1 「The British Newspaper Archive」で「women's suffrage」を検索した場合のヒット数（2021年10月6日に検索）

表2は20世紀のところだけを抽出したものです。「女性参政権(women's suffrage)」という言葉と、今度は「サフラジェット (suffragette)」という言葉の両方を検索してみると、このような結果が出てきます。

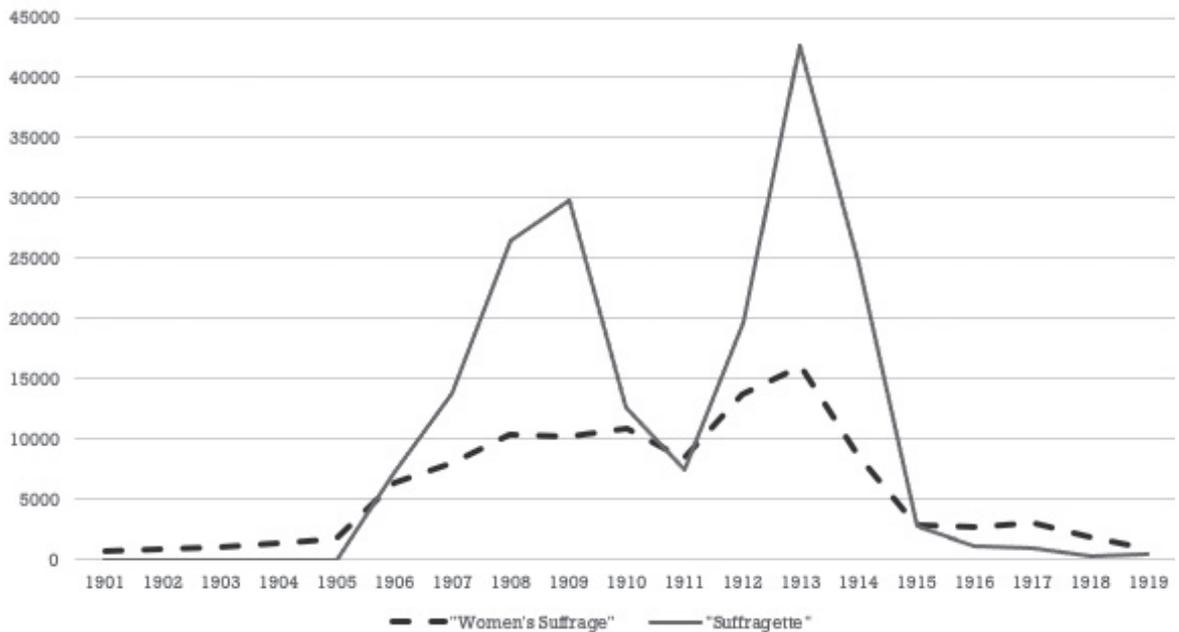


表2 「The British Newspaper Archive」で「women's suffrage」と「suffragette」を検索した場合のヒット数（2021年10月6日に検索）

サフラジェットとは何かというと、「ミリタンシーをした活動家」のことを言います。イギリスの『デイリーメール』紙がWSPUの活動家を示す言葉として自分たちで作った言葉なのですが、1906年1月10日の新聞で初めて使用され、そこからWSPUの活動家をサフラジェットと言うようになりました。したがって、表2の実線がサフラジェットのヒット数ですけれども、1906年から急激に増えて、1911年のところで少し減っています。表2の点線のほうが「women's suffrage」のヒット数ですけれども、増減の仕方を見ると、同じような形で新聞に取り上げられてきていることが分かるかと思えます。1906年から増えてきていることが分かるかと思えます。これは、最初のミリタンシーが起きたのがちょうど1905年10月18日ということもあり、恐らくその影響です。

その最初のミリタンシーは、次のように始まりました。WSPU会長の長女であるクリスタベル・パンクハーストが、アニー・ケニーという労働者階級の女性と一緒に自由党議員のエドワード・グレイの集会に参加し、そこで「女性に選挙権を（Votes for Women）」という旗を掲げて、「自由党政府は女性に参政権を与えてくれるのですか」と聞くわけです。ところが、それに対してエドワード・グレイは何も答えません。そこでクリスタベル・パンクハーストが、「与えてくれるのですか、与えてくれるのですか」となおもしつこく聞き出そうとしたところ、会場の外に引きずり出され、そこで警察官につばを吐いたということで逮捕されます。逮捕されても罰金を払えば監獄に行かなくてもよかったですけれども、クリスタベル・パンクハーストは「これはチャンス」と思い、罰金を払わずに刑務所に行きました。それが最初のミリタンシーと言われていました。したがって最初のミリタンシーは、こういう集会に行って、ちょっと質問して引きずり出されて、という感じのものでした。ミリタンシーに反対していたフォーセット夫人ですら、「最初の頃は、肉体的な暴力や暴力の試みとは無縁の、斬新で驚くべき方法を採用したことで、女性の代表権の主張に、それまでよりもはるかに多くの人々の関心を集めることに成功した」と<sup>7</sup>、ある程度評価しています。売春婦でもなく、窃盗犯でもなく、政治運動のために女性が逮捕され、監獄に入るということは、それまでなかったことで、ミリタンシーというものに人々は大変に驚いたということです。

先ほどの表2をご覧ください。1912年ぐらいから、「women's suffrage」と「suffragette」という言葉の使用が、また劇的に増えてきているのが分かります。実は、1912年以降、ミリタンシーが活発になり、そこからミリタンシーの傾向が変わりました。

表3のWSPUの逮捕者数を見ると、1909年、1910年もちょっと多いのですが、1912、1913年とそれまで以上に増えてきています。「逮捕者数」「ハンガーストライキ」を監獄で行った人、「食事強制」をされた活動家たちの数が載っています。

では、1912年からの運動の盛り上がりの時期にどのようなミリタンシーがあったのか、少しだけお話ししておきたいと思えます。例えば、ロンドンの有名商店街の高級店が集まっているオックスフォード街のようなところで、「今日の12時に一斉に窓ガラスを割る」という計画で石を用意し、12時になったら窓ガラスを一斉に破壊するというキャンペーンがありましたし、放火なども行われました。郵便物への放火がかなり行われていましたが、家への放火も行われています。また、個人の住宅、競馬場、教会、図書館というのもありました。

7 Millicent Garrett Fawcett, *A Women's Suffrage Movement-A Short History of a Great Movement*, 1912, p.72.

	監獄	逮捕者数	ハンガーストライキ	食餌強制
1907-1908	130			
1908-1909	60			
1909-1910	163	294	110	36
1910-1911	116			
1911-1912	194			
1912-1913	311	367	131	89
1913-1914	95	169		5

表3 WSPUの逮捕者数、1907年から1914年 (Martin Pugh, *The March of the Women: A Revisionist Analysis of the Campaign for Women's Suffrage, 1866-1914*, Oxford University Press, 2000, p.212の表より作成)

1912年の時点で、WSPUのメンバーは過激なミリタンシーを推奨しています。アニー・ケニーというミリタンシーを始めた労働者階級出身の活動家は、1912年12月2日の集会で次のようなことを言っています。すなわち、「私たちは、世論が政府に向かって、手紙が届かない、窓が壊された、この問題を解決して女性に投票権を与えるべきだと言うように、人々の生活を不快にしなければなりません。この国で、勝利を勝ち取るためには、戦闘派が存在することが絶対に必要です……ダメージを与え続け、人々が生活に耐えられないようにし、ビジネスマンが翌日の郵便物を受け取れるかどうか不安になるようにしましょう。」と<sup>8</sup>。ビジネスマンの郵便物に放火して、商売にも影響を与える。そうすれば、その人たちが政府に対して物を言ってくれるのではないか、ということです。こうした発言があったことから、かなり公に推奨していることがうかがえます。

それから、これも有名なミリタンシーの活動ですが、1913年、エミリー・ワイルディング・デーピソンというWSPUの活動家が、ダービー競馬で国王が所有する競争馬が走ってくる前に「Votes for Women」と書かれた旗を持って飛び出し、馬とぶつかり亡くなってしまふという事件を起こします。この場面は、写真にも残っていますし、ニュースリールとして動画にも残っていて、しっかりと記録があります。この事件によって、活動家の中から亡くなる人、いわば殉教者が出てしまったという事件になりました。

そのほかに有名なのは、1914年、ロンドンのナショナル・ギャラリーに展示されていたディエゴ・ベラスケスの「鏡のヴィーナス」という絵画が切りつけられた事件があります。また、電話線の切断、郵便ポストの破壊などのミリタンシーも1912年以降、広まっています。表2の検索数を改めて見ていただくと二つの山があり、なぜ運動の盛り上がり二つに分かれていることが分かります。

今度は1つ目の山である1906～11年に注目したいのですが、そこでは過激ではないミリタンシーとともに、行進など別の活動形態が繰り広げられました。私は、その時期が参政権というものを一般大衆に大いに広めたと考えています。1912年以降の過激なミリタンシーに対してまだ過激化されていないミリタンシーがどのようなものだったのかというと、先ほど申し上げたように、政治家の集会に行き行って質問して逮捕される、首相のところや議会に行き行列を組んだ代表団を送り、そこで警官隊に阻止されて逮捕される、監獄ではハンガーストライキをやる、といったことでした。しかし

8 Annie Kenney, 1912年12月2日の集会での発言。Home Office Papers, HO45/10695/231366.

ながら、こうしたマイルドなミリタンシーでも新聞はかなり取り上げていたわけです。ではなぜ、そんなマイルドなミリタンシーでも批判されたのかということをおみます。

この時期、女性が就ける職業は限られていました。法律家にもなれませんでした。ロンドン大学では学位を取ることができましたが、オックスフォードやケンブリッジ大学では、学ぶことはできても学位を取得するということは認められていませんでした。では当時、女性の頭の中はどのようなことで占められていると考えられていたかということ、家庭、夫、子供、ファッションなどが女性の関心事であるということでした。それは家庭の中にあるものでした。そこで、女性参政権に反対する人たちがどのような理由づけをして反対していたかということ、女性が参政権を持っていると女性は母性から遠ざかってしまう、女性を母性から遠ざけてしまう、それは、家庭の平和を乱すことにつながると考えていたわけです。したがって、家庭をほったらかし、集会などさまざまな場所で平和を乱す女性たちは、当時の女性規範から逸脱した存在と考えられていたと言えます。そういった時代の中で、視覚的な宣伝活動である行進というのもやはり、女性にとって参加することはそれなりにハードルが高いものだったと考えられます。

では、視覚的な宣伝活動にはどのようなものがあったかということ、かなりいろいろありました。パザーや演劇公演であったり、行進も何回か行われています。とにかくいろんなものがあるのですが、今日は特に1908年の行進をご紹介します。

そこで先ほどの表2に戻りますが、1908、09年で盛り上がりがあります。それはなぜか。私は、行進に大きな意味があったと考えています。

次に、先ほどの「The British Newspaper Archive」で、1908年の月ごとに、「women's suffrage」の言及数を見ていくと（表4）、10月、11月も多くなっていますが、行進を行った5月、6月という時期に急激に増えています。

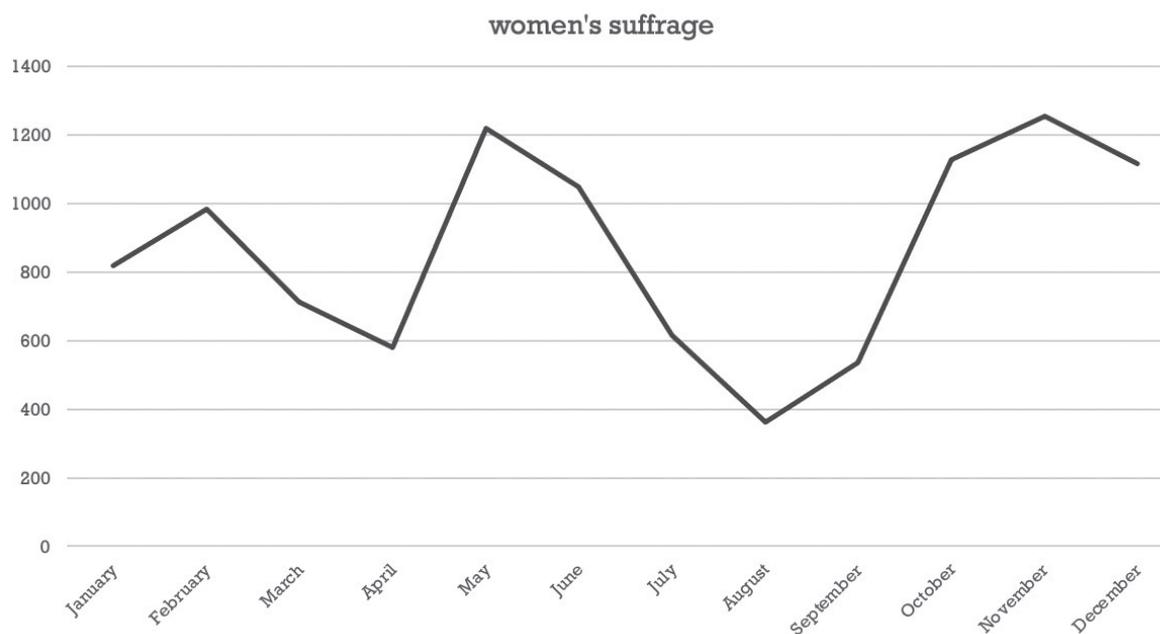


表4 1908年に限定し「The British Library Newspaper Archive」で「women's suffrage」を検索した場合の検索数（2021年10月6日に検索）

さらに「women's suffrage」に「procession（行進）」という言葉に合わせて検索すると表5のようになります。1908年が圧倒的に多く、1908年の行進にメディアがすごく食いついたということが分かります。



表5 「The British Library Newspaper Archive」で「women's suffrage」と「procession」を合わせて検索した場合の検索数、1900年から1914年（2021年10月6日に検索）

では、その「行進」とは何かということです。イギリスでは行進というのはかなり行われました。労働運動でも行進をします。19世紀は、ビクトリア女王の在位記念のパレードや戴冠式などで、行進が国家のスペクタクルとして頻繁に行われていたという歴史的背景があります。皆さんご存じのアメリカの作家、マーク・トウェインは、1897年6月に行われたビクトリア女王のジュビリーのパレードを見学して、こう書き残しています。

私の見る限り、行進は2つの点で価値がある。ショーとして、そして、シンボルとしてである。その最も小さな機能は、目を楽しませることであり、その最も主要な機能は、思考させ、精神を高揚させ、心をかき立て、想像力を煽ることである。<sup>9</sup>

この言葉通り、行進は娯楽でもあり、一方で想像力をかき立てる作用を観客に及ぼす、とマーク・トウェインは感じていたということです。この「精神を高揚させ、心をかき立てて、想像力をあおる」というのは、まさにプロパガンダと言えらると思います。プロパガンダというのは、特定の目的のために特定の方法で、人々に考えさせたり、行動させたりすることを目的とし、そのアイデアを広めることだと定義されるのですが、この行進自体にプロパガンダの意味があるということです。

1908年にWSPUが行った行進とはどういうものだったのでしょうか。ここにその写真がありますが（図1）、観客は大体25万人と言われており、バナーを掲げて歩いた女性参政権活動家は3万

9 Mark Twain, *Mark Twain: A Tramp Around, Following the Equator, Other Travels*, Library of America, 2010, p.1042.

人です。約64本の特別列車を用意し、活動家たちを乗せてロンドンにやってきました。ではなぜこういう企画をしたのかということですが、後に首相になるH.H.アスキスが、ある集会において、「大多数の女性が選挙権を欲しているということ」そして、「選挙権を与えることが女性や共同体の利益につながるということ」を証明しなければいけないと言ったのです<sup>10</sup>。選挙権を与えることが女性や共同体の利益につながることをちゃんと証明されれば、考えてもいいだろう、ということを行い、その調整を受けた参政権組織、WSPUもNUWSSも1908年に行進を企画したということです。



図1 WSPUの行進、1908年6月21日。©LSE Library, 7JCC/O/02/026

では行進はどのような効果があったのかということですが、女性参政権運動というものを本当に広く一般大衆に宣伝しました。表5で示したように、あれだけメディアに取り上げられたということでも分かります。もう一つは、WSPUという組織の色の宣伝です。NUWSSもそうなのですが、色で組織のアイデンティティーを確立させたと言えます。さらに、プロパガンダで人々の心をかき立て、想像力をあおり、観客に女性参政権を求める女性像を提示したのではないかと思います。また、運動の内部にいる女性参政権活動家にとってどういう効果があったのかということですが、地方にいる活動家が行進に参加するためにロンドンを訪れるということは娯楽という意味もあったでしょうし、一致団結して行進の準備にかかわるといったこともあったと思います。図1は、行進の最後の目的地であるハイド・パークの様子ですが、ものすごい人出になっています。

WSPUが組織としてのアイデンティティーを確立させたと言いましたが、紫、白、緑というWSPUの色を大々的に宣伝したのが、この行進です。活動家はみなこの色のスカーフを巻いて行進します。そこには、組織の色を普及することほど運動の宣伝として役に立つことはない、という考えがありました。緑は希望、紫は尊厳、白は純粹を象徴するということですがけれども、それをエメリン・パシク・ローレンスという女性が中心となってしっかりと宣伝したわけです。つまり、しっ

10 Andrew Rosen, "The Militant Campaign of the Women's Social and Political Union, 1903-1914", diss., University of California, Berkeley, 1972, p.132.

かりとデザインされた行進だったと言えます。多くのレディーたちは、紫、白、緑のアレンジでデザインされた白いドレスを着ることを求められました。バナーも、紫、白、緑が使われます。例えば、ハマー・スミスという支部のバナーは、中央にトンカチ（ハマーを表す）と蹄鉄（スミスを表す）が刺繍されています。そして、使われている色も淡い紫、白、緑です。女性参政権運動の行進で大事なものは、手作りのバナーであるということです。女性のしっかりした手作りです。これは、男性の労働運動で使われるバナーと異なる点です。女性の嗜みである裁縫の技術を用いてつくられたバナーは、女性らしさを表しているのです。

ところで、この紫、白、緑の中でWSPUが特に大事にしたのは、白でした。それはなぜでしょうか――。

WSPUはミリタンシーをしますので逮捕されます。しかし、「逮捕されても私たちはピュアです」「私たちは、監獄に入っても、窃盗犯や売春婦などと違う。私たちはピュアです」「私たちは女性らしいのです」と、真っ白なドレスで行進をするわけです。この女性たちの白と観客の黒い色が対比されて、新聞記事などに掲載された写真等でもおそらくきれいに見えたかと思います。1910年の行進を見た長谷川如是閑という新聞記者が、次のような感想を述べています。

数百の白衣の婦人が件の銀の矢の根を捧げて行く、そが夕日に映じてキラキラと燦めく工合は、希臘の神話にでもありそうな光景で一種悽愴の印象を与える、騒ぎ立っていた群衆もちょっと鳴を鎮める、前のバスの屋根で半巾を振っていた若い婦人は頻にその半巾で目を拭き出した。男子のデモンストレーションが与える事の出来ない印象を女子のデモンストレーションが与えるというのはこれだ。<sup>11</sup>

ではなぜ女性らしい色の白を宣伝したのでしょうか。反女性参政権運動のポストカードを見ると、醜く、年老いた、魅力に欠けた女性として女性参政権活動家は描かれています。当時の人々がサフラジェットに抱いた一般的イメージです。こうした固定化されたイメージがあったからこそ、「私たちは違う。逮捕されて監獄に入っても、私たちはピュアで、女性らしい女性なのだ」ということを、特にWSPUは宣伝をしたのです。

では穏健派のNUWSSはどうしたかという、NUWSSもまた、違うメッセージを発していました。NUWSSの行進はWSPUの行進の1週間前、6月13日に行われたのですが、こちらは、プロのデザイナーが非常に美しいバナーをデザインしています。特に、ジェイン・オースティン、エリザベス1世など、過去の歴史で偉大なことをやった女性のバナーをたくさん作りました。こうした素晴らしい女性たちがいる、そういう女性たちも男性と同等の仕事をしてきたではないか、ということを示し、ジェイン・オースティンのバナーと共に著述家の女性たちを行進させたりしています。そういった職業につく女性と歴史上の女性たちのバナーというのを、併せて演出しました。したがって、WSPUとNUWSSの行進では伝えようとしたものが少々違います。WSPUは、女性らしさを強調し、NUWSSは、社会ですでに活躍している女性たちは過去にもいたということを示し、女性参政権を得るにふさわしい社会に貢献する女性を提示しました。

---

11 長谷川如是閑『倫敦!倫敦?』（岩波書店、1996年）。



図2 「ジェイン・オースティン」のバナー、メアリー・ロウンズによるデザイン、1908年。  
©LSE Library, F06DMAST

ところで、観客はどのように考えていたのでしょうか。ルースという下層中流階級の女性がそのことを日記に残しています。「女性社会政治連盟によるハイド・パーク・デモ。…しかし、彼らの目的は半分も達成されていないのではないかとおぼろげにはいられない-群衆は何よりも楽しむことに集中しているように見えた」と<sup>12</sup>。この行進に来た労働者階級の女性たちもいます。労働者階級の女性たちは、行進に参加しにロンドンに来ることをむしろ娯楽として楽しんでいました。労働者階級の女性たちは鉄道のコストが払えないので、参政権組織は寄付で賄ってロンドンに連れてきて、彼女たちを楽しませながらロンドンで運動をやっていたのです。

では中流階級女性はどうだったかというと、いろいろな反応を見せています。人に見られるなんて嫌で「殉教者の気分だった」と書き残している人もいますし、体中で嫌悪しながらバナーを掲げた人もいた、ということが書き残されています。また、1910年の行進を見物した長谷川如是閑は、「いずれも麦酒の大杯をテニしてかつ仰ぎかつ論じている、妙齢の女が細腕で持ち上がりそうもない大コップに顔を隠してグーっと一気に飲み乾している光景は、1万人の行列よりも凄まじいデモンストレーションであった。」と書き残しています<sup>13</sup>。1908年のときは行進が目新しく、行進に参加することも1つのハードルだったのかもしれませんが、長谷川如是閑の記述を見ると、1910年になるとある程度、女性参政権運動も一般化して、楽しむというところまでいっていたのではないかと、この記述からは想像できます。それは分からないことなのですが。いずれにせよ、当時の女性規範からは、歩いたり、女性が人前で規範に外れた行為をするというのはかなり大変だったということが分かるかと思えます。

それでは、「まとめに代えて」ということで最後に少しお話しします。

今回注目した1906年から1912年までの、ミリタンスーが激しくなる前の時期を、私は、女性参政権組織が大衆に向けたプロパガンダを積極的に行った時期ととらえています。特に1908年の行進は、WSPUという組織の存在を全国的規模にまでしました。組織のアイデンティティーを色とともに浸透させたという、非常に大事な行進でした。1908年の行進は、表4や5に見られるようにメディアに参政権が登場した数から見ても、メディアの注目をすごく集めたということが分かるかと思えます。長谷川如是閑が「女性の行進の魅力」ということに言及していましたが、WSPUは、男性の行進には見られない手作りのバナーであったり、ふだんは外に出てこない女性がきれいな格好をし、色を合わせて飾ることで「女性らしい行進」演出しました。1908年のWSPUの行進はWSPUを宣伝し、女性参政権運動を広く知らしめたという意味でも大事な行進で、しっかりとデザインされたものだったということを強調しておきたいと思えます。この行進には、WSPUだ

<sup>12</sup> Tierl Thompson, ed., *Dear Girl: The Diaries and the Letters of Two Working Women*, Women's Press, 1987.

<sup>13</sup> 長谷川、前掲書。

けではなくほかの組織も、デザインとかバナー制作で協力しています。ミリタンシーが激しくなる1912年以前のこの時期は、NUWSSもWSPUも行進をし、組織は異なりますが、運動の展開も同じような手段、活動方法を執っており、協力関係も見られます。その後、ミリタンシーが激化し、政府との攻防で大変になってくるのですけれども、1906年から1912年までの時期に、女性参政権運動の最初の基盤が作られたと、私は考えております。

ということで、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(水溜) 佐藤先生、どうもありがとうございました。たくさん写真をお見せいただきながらご講演いただきましたので、「明るく、自由で、楽しげに」というタイトルの意味を実感することができました。

次に、栗原涼子先生に、「アメリカの女性参政権運動とフェミニズム——ジェンダー、人種、帝国をめぐる論争から」というタイトルでご講演いただきます。

栗原先生は、早稲田大学ほか非常勤講師、元東海大学教授でいらっしゃいます。

ご専門は、アメリカのフェミニズム運動史です。単著書に、『アメリカのフェミニズム運動史——女性参政権から平等憲法修正条項へ』<sup>14</sup>、『アメリカの第一波フェミニズム運動史』<sup>15</sup>、『日米女性参政権運動史』<sup>16</sup>、『アメリカの女性参政権運動史』<sup>17</sup>がございます。

栗原先生にはオンラインでご講演いただきます。

---

14 栗原涼子『アメリカのフェミニズム運動史——女性参政権から平等憲法修正条項へ』（彩流社、2018年）。

15 栗原涼子『アメリカの第一波フェミニズム運動史』（ドメス出版、2009年）。

16 栗原涼子『日米女性参政権運動史』（信山社、2001年）。

17 栗原涼子『アメリカの女性参政権運動史』（武蔵野書房、1993年）。

# アメリカの女性参政権運動とフェミニズム

## — ジェンダー、人種、帝国をめぐる論争から

栗原 涼子

早稲田大学ほか非常勤講師・元東海大学教授

本日は、冷たい雨の降る東京から失礼いたします。お招きいただき、大変ありがとうございました。今日はたまたま選挙の日ですが、今回は、今までの選挙になかった「ジェンダー」という問題が争点として登場しています。結果はどうなるでしょうか。

私はアメリカの女性参政権運動の歴史を時系列的に考察したいと思います。その際、女性参政権運動の起点をセネカ・フォールズの女性の権利大会とする従来の研究成果について、近年の論争から再考します。次に、女性参政権運動がアングロサクソン白人女性優位の運動として語られてきた歴史を主として、南北戦争後の再建期の論争から読み解きます。さらに、アメリカ帝国主義と女性参政権運動がどのように関係していたのかを検討し、第一次世界大戦期の運動体の分裂、全米女性参政権協会（NAWSA）の「女性参政権と引き替えの戦争協力」という戦略がフェミニズムとどのように関係するのかを検討します。

建国期、1787年に採択された合衆国憲法には「すべての人間」の平等が書かれていますが、この期の共和国において、人間とは白人男性を指し、女性、アフリカ系アメリカ人、先住民の平等は含まれていませんでした。他方、建国期に、中産階級白人女性には息子を立派な市民に育てる権利があり、それは女性の政治的権利であるという内容の「共和国の母」という役割が与えられました。ここから道徳の守護神としての女性を尊重する「女性の領域」という考え方が生まれました。「女性の領域」とは、中産階級白人女性が直接的な政治参加ができないにも関わらず、男性に対して、影響力を持ち、間接的な政治的役割を果たしていたというものでしたが、女性たちはこれを積極的に評価し、女性の純潔や敬虔さという価値に基づく社会改革運動を行いました。奴隷制廃止、禁酒、廃娼運動などにつながります。女性参政権運動も、とくに20世紀転換期には、女性的要素が社会を変革できるという母性主義的な思想に裏付けされて、展開しました。

次に、女性参政権運動の起源についてです。従来の多くの研究は1848年7月19日、20日にニューヨーク州郊外のセネカ・フォールズでの、アメリカ合衆国史上初の女性の権利大会の開催を女性参政権運動の起源としています。エリザベス・ケイディ・スタントン、ルクレシア・モットなど5名の女性が会議を企画しました。スタントンは会議に先立ち、あらかじめ「所感の宣言」を用意したのですが、その文章にはアメリカ独立宣言を模し、冒頭の「人間」を「男女」に置き換え、「あらゆる男女は平等に作られ、創造主により奪うことのできない権利を与えられている」と記されています。宣言の後、12項目の決議がなされ、財産権、離婚権、職業選択の自由、演説の自由などに加えて、参政権も記されました。12項目目に初めて、女性参政権の要求が書かれたのですが、参政権に関してのみ、反対意見が主流となり、モットは女性参政権を外すと提言し、議論の結果、女性参政権を含めた決議が成立したのです。これに遡る1840年のロンドンでの世界奴隷制反対会議

には、アメリカの代表が参加しましたが、英国は女性の参加を認めず、女性傍聴席がカーテン越しに設置されました。この時にモットとスタントンが出会い、それがセネカ・フォールズの女性の権利大会開催のきっかけとなったとされた主流の学説は論じています。しかし、セネカ・フォールズの大会の経緯を詳細に論じたジュディス・ウェルマンは、この大会には3つの要素が関係していた、すなわち、既婚女性の財産権条項、自由土地党の結成、反体制クエーカー教徒による会衆教会制フレンドの組織化がスタントンの個人的な問題を変化させ、女性の権利のための会議をとおして、政治的行動を行う舞台を作ったと論じています<sup>18</sup>。リサ・テトゥロルトは、セネカ・フォールズの大会を運動の起点とする従来の研究を批判し、その根拠として、運動の前期（1890年以前）の中心的人物にエリザベス・ケイディ・スタントンとスーザン・B・アンソニーの二人の名が挙げられますが、1848年のセネカ・フォールズの大会時にこの二人はまだ出会っていないと指摘します。他方、セネカ・フォールズの会議以前の1846年にニューヨーク州議会へ女性参政権請願がなされ、1847年には、ルーシー・ストーンが女性参政権講演旅行を行っています。1848年の会議を重視する見方はルクレシア・モットの回想によれば、1866年以降の南北戦争後に作られた神話であると指摘します。1848年以降、続く女性会議は奴隷制に関する会議が開催された時期に付随するものであったといい、女性参政権運動、女性の権利運動は奴隷制廃止の問題と禁酒運動との関係でこそ考えるべきとテトゥロルトは論じています。

フェミニズム運動の発生として、1830年代の奴隷制廃止運動において、女性たちが平等を唱えた、とりわけ、戦闘的奴隷制廃止運動、とくにウィリアム・ロイド・ギャリソン主導のギャリソニアン奴隷制廃止運動が女性の参加を認め、女性の男性と同等な権利を求めたことを挙げる研究も多くあります。後の女性参政権運動家の多くがこの奴隷制廃止運動に参加しています。彼女たちは女性がアフリカ系アメリカ人同様の無権利状況におかれていると捉えました。奴隷制についての会議は1830年代から1850年代にかけて開催され、女性会議はこの convention period（会議開催期）に平行して開催され、セネカ・フォールズの会議もその一つであるとされています。

女性参政権運動の起源については、1830年から1848年の間に存在した多様な組織、運動があったといえると思います。

南北戦争後の再建期はアングロサクソン白人優位主義が顕著に示された時期でした。1865年の南北戦争終結は女性参政権運動にとって、大きな転機となりました。戦争終結後、アメリカ合衆国の統合が最大の課題であった一方で、奴隷であったアフリカ系アメリカ人をどのように処遇するのかが議論となりました。1865年、憲法修正第13条通過により、奴隷制は廃止されました。続いて、元奴隷を市民と認めるのかが議論され、連邦レベルでは、1868年に成立した憲法修正第14条により、アフリカ系アメリカ人に市民権が付与されましたが14条第2項には、男性市民に選挙権を与えるという文字が3箇所が登場しました。1870年に成立した憲法修正第15条には、参政権付与、市民権の保障と罰則規定が記されました。この時期に、憲法上、女性は市民なのか、否かが再度、議論

---

18 Judith Wellman, "The The Seneca Falls Women's Rights Convention :A Study of Social Networks," Linda Kerber and Jane Sherron De Hart eds., *Women's America*, Oxford University Press, 2000 (=栗原涼子訳「セネカ・フォールズの女性の権利大会——社会的ネットワークについての研究」有賀夏紀・杉森長子・瀧田佳子・能登路雅子・藤田文子編訳『ウイメンズアメリカ 論文編』ドメス出版、2002年、70-94頁)。Lisa Tetrault, *The Myth of Seneca Falls: Memory and the Women's Suffrage Movement, 1848-1898*, The University of North Carolina Press, 2014.

されたのです。女性参政権運動はアフリカ系アメリカ人男性との関係で議論され、ここにジェンダーと人種問題の難しさが露呈しました。この時期の憲法解釈をめぐる論争については後ほど、お話いたします。

1869年、二つの女性参政権組織が生まれ、女性参政権運動が本格的にスタートしました。男性のみの参政権（アフリカ系アメリカ人男性参政権）への反発から女性参政権運動はスタートしました。背後には、道徳的に優れた中産階級白人女性による白人優位主義があり、高貴な女性が野蛮な男性より、劣ることへの反発があり、スタントンは教養のある女性への参政権を主張し、英語テストを課す教養参政権案を示したのです。それではなぜ、この時期に参政権運動組織は2つに分かれたのか。全国女性参政権協会は、エリザベス・ケイディ・スタントン、スーザン・B・アンソニーらにより結成され、会員は女性のみであり、アフリカ系アメリカ人男性と女性は同時に参政権を得るべきと主張し、主として全国レベルでの参政権獲得をめざしました。これに対し、アメリカ女性参政権協会の前身のニューイングランド女性参政権協会が設立され、ルーシー・ストーン、ヘンリー・ブラックウェル夫妻を中心に、会員は性別を問わず、「今は黒人の時代」とし、アフリカ系アメリカ人男性優先、次に女性の参政権を目標とし、まずは州レベルでの獲得をめざしました。ただし、両者は1890年に統合され、全米女性参政権協会（NAWSA）を設立しました。

前述した、憲法修正第14条をめぐる、ニューディパーチャー論と呼ばれる法律論、すなはち、第一項と第二項以下が矛盾すると解釈される場合には、第一項の解釈を優先するという法解釈論をNAWSAは採用しました。具体的には、憲法修正第14条の第一項には「人間」の権利とあり、第二項に「男性市民」の文字が登場するため、NAWSAのメンバーは、第一項優先解釈をとり、憲法上、女性参政権が認められていると解釈しました。そして、戦術として、投票行動を企て、認められない場合は裁判に訴えたのです。ニューディパーチャー論に基づき、多くの女性は投票行動を企てましたが、中でも、スーザン・B・アンソニーの1872年の投票行動と裁判は有名でした。彼女は被告席から「専制への抵抗は神への忠誠である」と述べ、連邦の州への優先を重視し、南部諸州への州権への配慮は人種主義に繋がると警告します。裁判所はアンソニーに対して、100ドルの罰金刑を命じましたが、請求書が送られてくることはありませんでした。女性参政権運動家による裁判はついに、1875年のマイナー判決により決着しました。この判決により、憲法修正第14条は男性市民への参政権付与と確定したのです。州レベルの運動も活発になり、西部諸州は女性参政権を獲得しました。

NAWSAが活躍した世紀転換期はアメリカがカリブ海や太平洋に領土を拡大した帝国主義の時代でした。奴隷制廃止運動から生まれた女性参政権運動は領土拡張、支配に反対する反帝国主義の立場をとるのが当然のように思われます。もちろん、女性参政権運動家の中には反帝国主義の立場をとる者もいたのですが、運動の中心となった、アンソニー、スタントンなどの運動家は帝国主義を支持しました。その理由として、アメリカが先住民に支配されていたら、文明国アメリカは存在せず、アメリカ人を虐殺するフィリピンの野蛮なゲリラに権利は不要とアンソニーは訴えたのです。人種差別主義をアメリカ国内のみならず、海外においても適用したことになります。アメリカが政治的、軍事的支配により、文明国としての義務を果たすという「白人の責務」論も展開されました。とくに、道徳的に優れた女性はアメリカ文明を伝導する役割があると女性たちは主張しました。人種差別主義、アメリカ文明優位思想から帝国主義は正当化されました。

ハワイ領については、1899年に連邦議会がハワイをアメリカ領とし、憲法を制定した際に、「本憲法は国籍を問わず、読み書きの能力のあるすべての男性市民に選挙権を与える。(中略)連邦議会の許可なくして個人の特権を剥奪してはならない」と書かれました。NAWSAのスーザン・B・アンソニーは、新領土において女性参政権を連邦が認めるよう激しいキャンペーンを展開しました。アメリカ帝国主義を批判するのではなく、男性独裁を海外の領土に拡大することを批判したのです。1899年、NAWSAは「ハワイ請願書」を連邦議会に提出し、ハワイ領のすべての女性に参政権を与えるよう促しました。「ハワイ請願書」には「新しいハワイ領の議会で提出される予定の投票権の資格から男性の文字を取り除くこと」「ハワイ諸島をアメリカ合衆国に組み込む意図を宣言することは、それら諸島に対し、より高度な文明を与えることを意味する」のみならず、「あらゆる国家における文明の進歩の真価は男性との平等権の理想に女性がいかに近づくかにある」と書かれました。さらに、「先住民女性にも祖先をアメリカに持つ女性にも、読み書きの能力、財産所有規定などすべてハワイに住む男性に与えられている同じ条件で参政権を与えるべきである」としました。1900年4月30日、マッキンレー大統領がハワイの男性参政権を規定した「オーガニック法」を承認した際には、NAWSAは男性に対して制限を加えた条件をそのまま女性にも適用した法制定を求めました。したがって、ハワイにおける日本人、中国人、フィリピン人男性に対する差別的扱いは、オーガニック法制定時と何ら変えず、不問に付し、飽くまでも、女性参政権を連邦レベルの課題とし、新しい領土における女性参政権を連邦政府の管轄すべき事項としたのです。

さて、1890年に至る前期の女性参政権運動は、主として自然権としての平等を説いていました。これに対し、女性参政権獲得のための手法として、1890年以降になると、女性の男性との相違を根拠とする女性参政権獲得のための議論が女性の集団意識を強化する意味において、効果的でした。とはいえ、この議論は白人女性がアフリカ系アメリカ人男性および移民男性の投票権による利益を減少させるために女性参政権を必要とするという人種主義的なアングロサクソン優位主義を基にしています。スタントンは1902年に、アンソニーは1906年に亡くなり、1902年、新世代のリーダーのキャリー・チャップマン・キャットは国際女性参政権連盟とNAWSAの会長を務めていました。1910年代になると、女性参政権運動は活性化しました。その理由として、若い活動家がイギリスの戦闘的な参政権運動に参加し、その手法をアメリカにもたらしやすく活動していたということがあります。運動の戦術も多様化しました。1910年、英国から帰国したハリオット・スタントン・ブラッチが率いる女性政治同盟が初の参政権パレードを行い、女性参政権運動家に大きな影響を与えました。以降、参政権パレードは運動の一環として多くの都市で開催されました。この時期に、中産階級の女性と女性労働者の連帯も形成され、1913年、NAWSA内にキャリー・チャップマン・キャットの命により、議会委員会(CC)が結成されました。しかし、CC(後の全国女性党)は独自路線を取り始め、1913年、ウィルソン大統領就任式前にワシントンパレードを企画しました。このパレードにおいて、人種差別問題が浮上りました。ハワード大学のアフリカ系アメリカ人女性がパレードに参加することをアリス・ポールは一旦、拒み、男性を挟んで、女性を人種により分離して行進することを求めました。アフリカ系アメリカ人のW.E.B.デュボイスは人種の平等を求めました。このパレードは当時の人種、階級間の対立の象徴でもありました。

他方、この頃、ウィルソン大統領は女性参政権が州の管轄と考え、連邦主義に懐疑的でした。同年4月に議会同盟(CU)が設置され、CUはNAWSAから独立しました。CUは連邦憲法重視、

NAWSAは州権を重視していました。戦術においても、NAWSAが説得と教育重視を掲げて、対議会活動を優先したのに対し、CUとその行進の全国女性党（NWP）はパレード、ホワイトハウス前での示威行動などミリタンスーを掲げ、逮捕されるとハンガーストライキを行うなど抵抗したのです。NAWSAはNWPの行動に批判的であり、両者の対立は深まりました。CUは政権党の民主党を批判し、1916年、メンバーを女性有権者とする女性党を西部諸州で結成しました。1917年3月CUとNWPが統一され、全国レベルの組織となりました。

次に、第一次世界大戦期の女性参政権運動の分裂について考えます。二つの組織はとりわけ、第一次世界大戦への対応をめぐり、対立したのです。NAWSAは女性参政権獲得と引き替えに戦争協力の論理を形成し、ウィルソン大統領説得にあたりました。1916年7月の民主党大会、共和党大会において、女性参政権の州レベルでの獲得が支持されました。1916年9月のNAWSA大会において、NAWSAは州権論から連邦憲法へ方針を転換しました。その理由に南部での女性参政権獲得が困難との認識がありました。NAWSA大会において、会長のキャットは、平和を願いながら、戦争協力を含意するいわゆる「危機」演説を行い、ウィルソン大統領を大会に招きました。この場で、ウィルソン大統領は36州でキャットのキャンペーンを支持せよとの文書にサインしています。また、ウィルソン大統領はNAWSA大会での挨拶の中で「もうこれ以上耐えろとは言わない」とも述べています。

1916年、政府は民間団体による主体的な世論形成に重きを置く政策を採り、戦争正当化の世論形成を謀っていましたが、この年に国防会議が創設されました。1917年2月、キャットは秘密裏にNAWSAの臨時執行委員会を招集し、一時的に女性参政権運動停止も辞さないとし、保守組織を含む女性組織に戦争協力を呼びかけました。さらに、NAWSA執行委員会から陸軍長官、ニュートン・D・ベイカー宛て書簡に自発的な戦争協力案作成が記されました。このころ、政府は開戦までは女性の戦争協力を消極的でしたが、1917年2月24日、ウィルソン大統領はベイカー陸軍長官から同年4月に国防審議会女性委員会（WCND）を組織する内容の文書を受理しました。4月19日、ベイカー陸軍長官よりアンナ・ハワード・ショーを国防審議会女性委員会会長とするとの指示がありました。戦争協力の見返りとしての女性参政権獲得の論理が形成されていきました。

NWPの立場はどうであったのでしょうか。1917年3月、NWPは戦争は女性の同意なしに初められたとし、ホワイトハウス前で抗議デモを行い、ピケを張り、6月以降逮捕者を出します。10月に徴兵を妨害するような、軍事上の不服従を促すような虚偽の言説や反逆的とされる郵便物の発送を禁止する内容の防諜法が施行されました。1918年4月6日、大規模なピケ行動により、大量のメンバーが逮捕されました。7月5日から8月10日にかけて、アリス・ポールはウィルソン大統領の責任を追及しました。8月17日 アリス・ポール、ルーシー・バーンズはホワイトハウス前でピケを張り、結果、アリス・ポール、ルーシー・バーンズを含む48名が逮捕されました。彼女たちは獄中でハンガーストライキを行い、抵抗します。NWPは平和主義を貫き、言論の自由を訴え、民主党政権と大統領を批判し、ラディカルなフェミニストたち、社会主義者と共闘します。最終的には、女性参政権がフェミニズム運動の成果を問わず、戦争貢献策との見返りとして成立したと抗議しています。

他方、1918年1月3日から7日にかけて、連邦議会公聴会が開催され、女性参政権に関する論議が展開されました。NAWSAのアンナ・ハワード・ショーは、女性自らWCND委員を申し出たとし、

戦争協力を強調し、キャリー・チャップマン・キャットは、戦争貢献により、女性を市民とすべきと述べました。連邦下院での女性参政権可決は1月10日であり、同年7月2日、ウィルソン大統領は女性参政権支持を上院議員に求め、個別に面会しました。1919年5月23日、連邦上下両院で女性参政権を規定した憲法修正条項が可決され、1920年8月26日に州の批准を得て、憲法修正第19条として成立しました。

それでは、この修正条項成立を女性参政権運動の終わりと考えてよいのでしょうか。憲法上、女性参政権は認められました。しかし、南部アフリカ系アメリカ人の権利はジム・クロウ法により剥奪され、権利を回復したのは1965年でした。加えて、参政権は単に投票権のみを意味し、陪審員資格や国籍などの権利における男性との平等は達成されなかったのです。そのように捉えると、人種、民族、ジェンダーを包摂した権利獲得の運動は1920年以降も継続したと言えるのではないのでしょうか。

最後に、ERA論争について簡単に紹介したいと思います。女性参政権成立後、母性保護派フェミニストと平等主義フェミニストがERA（男女平等憲法修正案）の是非をめぐる対立し、フェミニズム運動は衰退したという議論がなされてきました。しかしながら、1920年代初頭を検討する限り、旧女性参政権組織は母性保護とERAを肯定的に捉えていたことがわかります。それでは、女性参政権獲得後の主として1920年代前半にNAWSAから生まれた全国女性有権者同盟（NLWV）とNWPの両組織が母性保護とERAをどのように捉えていたのでしょうか。1922年頃までは、NWPのERA草案には母性保護が記され、NLWVも母性保護の記述のあるERAを支持していたことが一次資料から読み取れます。1923年、NWPが保護規定のないERAを連邦議会に提出した時期に、NLWVは母と子どもの健康のために連邦予算を計上するというシェパード・タウンナー法、児童労働法などの女性と子どもへの福祉法成立をめざしていました。これらの法は二元的連邦制のもとにあり、その運用を各州に任せていたため、NLWVは州権を重視し、ERAを連邦憲法で成立させるべく連邦主義を採ったNWPと対立するようになったと言えます。ただし、NWPは母性保護を否定するのではなく、保護法の男性への拡大を求めていることは1929年の連邦上院でのERAに関する公聴会記録に示されています。これらの事実からわかることは、NWPが女性参政権獲得後に、市場原理を優先し、完全な平等を求める平等論を採り、NLWVは競争原理に反対し、女性労働者の保護やケアを重視する社会福祉論を採ったという、両者の分断を指摘する従来の研究では説明できない部分もあるのではないかとということです。1920年代、両組織ともに男女平等な社会権の確立を含む社会福祉国家構想というアメリカ合衆国の将来的なヴィジョンを共有していたと考えられるのではないのでしょうか。第一波フェミニズムを女性参政権獲得までとし、第二波フェミニズムを1970年代とする区切りについても、フェミニズム運動の継続という観点から再考する必要があるかもしれません。

（拍手）

（水溜）

栗原先生、どうもありがとうございました。

アメリカにおける女性参政権運動の歴史が、アメリカ全体の大きな歴史の流れと深く結びついて

いるということが、よく分かりました。人種問題と女性参政権運動との深い関わりについても、再認識しました。

それでは最後に、井上直子先生に、「婦選獲得同盟にみる日本の女性参政権運動の運動戦略——運動の拡大と連帯のために」というタイトルでご講演いただきます。

井上先生は、帝京大学ほか非常勤講師でいらっしゃいます。

ご専門は、日本近代女性史・ジェンダー史です。最近の論文に「婦選獲得同盟誌友会の組織化とその役割——満州事変以降における婦選運動の担い手をめぐって」<sup>19</sup>、「交錯する「公民」の境界——1930年前後における「婦人公民権」問題をめぐって」<sup>20</sup>、「婦選獲得同盟東京支部にみる婦選運動の転換点」<sup>21</sup>などがございます。

---

19 井上直子「婦選獲得同盟誌友会の組織化とその役割——満州事変以降における婦選運動の担い手をめぐって」(『総合女性史研究』第37号、2020年3月) 28-50頁。

20 井上直子「交錯する「公民」の境界——1930年前後における「婦人公民権」問題をめぐって」(『ヒストリア』第272号、2019年2月) 21-46頁。

21 井上直子「婦選獲得同盟東京支部にみる婦選運動の転換点」(『人民の歴史学——東京歴史科学研究会機関誌』第218号、2018年12月) 28-39頁。

# 婦選獲得同盟にみる日本の女性参政権運動の 運動戦略 — 運動の拡大と連帯のために

井上 直子

帝京大学ほか非常勤講師

このたびは貴重なシンポジウムにお招きいただくとともに、さまざまご準備いただきまして、本当にありがとうございます。北海道大学の皆さんに厚く御礼申し上げます。

これまで、イギリスとアメリカの女性参政権運動のお話を私自身も大変楽しく伺っておりました。私のタイトルが若干大仰なタイトルになってしまって恐縮なのですが、今回のシンポジウムにお呼びいただき佐藤先生と栗原先生のご研究などを改めて拝見し、日本の参政権運動の研究というのは市川房枝研究を中心にいろいろなされてきたのですけれども、しかし運動の表象性、あるいは参政権そのものをどう考えるのかという視点でみると、日本の女性参政権運動史研究というのは、もっといろいろ論じられ考えられることがあるのではないかと、お話を伺いながら思っていました。そんな問題意識で、今回は報告を準備してまいりました。

私は、日本の女性参政権運動の中でも、地域における研究をしております。今もその問題意識は変わりません。本当は最初、今日の報告ではそれをお話しするつもりだったのですけれども、それもみつつ、しかし一方でイギリスやアメリカで先行していた参政権運動、あるいは今日はあまり触れられないのですけれども、ほかにもインドなど世界じゅうのさまざまな女性参政権運動に対して、日本の参政権運動を担っていた人たちがどのように学んできたのか、どのようにみてきたのか、あるいは日本の参政権運動をどのように発信していったのか、といったことを一緒にお話ししたいと思います。そこで、そうした観点からの研究が十分になされているかどうかという視点で、日本の参政権運動研究の研究動向について確認したいと思います。

今お話ししたような視点で十分になされているかという点とまだ考えるべきことが多く、むしろ世界と日本の女性参政権運動の関係については、進藤久美子さんが市川房枝を中心にとっても精力的に研究をされています<sup>22</sup>。その中で、市川の運動の実践としてまず一つは、市川房枝自身の女性参政権運動の問題意識の根底に、彼女がアメリカに留学していて、そこで参政権運動のことをさまざまに学んでいることがあります。あるいは、そこでアメリカの女性たちがどういうふうに政治を捉えているのか、といったことを実際に市川はみています。今回のポスターにも写真を添えていますけれども、ああした形で市川が実際にみて学ぶ、ということを進藤さんも指摘されています。

しかし、アメリカのものをそのままというより、市川の運動の場合だと、もう少しアメリカやイギリスの運動の経験を咀嚼したうえで——多分、日本の運動の独自性だと思うのですけれども——参政権獲得後を見越した運動に重点を置いて、展開しています。それが日本の女性参政権運動の特徴と指摘されています。そのうちの一つが、地域の参政権運動でも「政治教育」という視点を持つ

22 進藤久美子『市川房枝と「大東亜戦争」——フェミニストは戦争をどう生きたか』（法政大学出版局、2014年）。

た運動の展開です。もう一つは、汎太平洋婦人会議など世界における女性同士が連帯する会議に日本の婦選獲得同盟などの参政権運動家たちが参加しているという、世界的なつながりです。あるいは、戦時下において状況は厳しくなるのですが、中国の女性たちとの関係性をどのように作っていくのか、ということが、進藤さんによって研究されております。

また今回、イギリスの女性参政権運動史ということで佐藤先生からお話しいただいたのですけれども、佐藤先生も、ガントレット恒子の矯風会を通して、イギリス女性参政権獲得運動の歴史をどのように日本に紹介したのかということ、すでに研究され、明らかにされております。矯風会を通して、イギリスの女性参政権運動史というものが受容されていきました。それがその後、婦選獲得同盟などの女性参政権運動にもつながっていくわけですが、そういった展望をお示しになっています<sup>23</sup>。

これらを踏まえつつ、私の場合は婦選獲得同盟ということになるのですが、実は日本の参政権運動は、婦選獲得同盟以外にも、矯風会というキリスト教系の婦人会のほかには婦人同志会などの、まさに穏健派と言えるような政府寄りの女性団体もあります。しかしながら今回は、史料も十分にありますし、そもそも婦選獲得同盟が日本の女性参政権運動をリードしていたという点を重視し、婦選獲得同盟を取り上げます。

その中で注目したいのが、彼女たち自身が、先行するアメリカやイギリスの女性参政権運動からどういうことを学んでいたのかということです。多分、二つの方向性があるのだと思います。一つは、自分たちがどのように運動していくのかということで、現在進行形の運動のやり方を学ぶ、あるいは自分たちを励ましもするという意味合いで学ぶ、という視点があります。もう一つが、フェミニズムの歴史として、今までのイギリスやアメリカの女性参政権運動の歴史をどのように学ぶのかということです。今回の報告は比較的前者、すなわち現在進行形で自分たちがどのように運動をしていくのか、ということに寄せた話になってしまったのですが、以上のような二つの視点から考えることができると思います。

それで、特に現在進行形の運動というものを意識する際に、婦選獲得同盟の中でこういった世界の女性参政権運動を紹介していく中で、イギリス、アメリカで達成していても、まだ達成できていない国がほかにたくさんあるので、そうした国々も含めて世界的にどのように女性参政権運動を広めていくのかという意識を持っていたのではないかと仮説を立てて、検討していきたいと思えます。

日本の女性参政権運動の歴史を考えていくうえで難しいのが、参政権というのはどうしても、一国の中での権利を平等に求めるという運動になるのですが、日本の場合は、当時植民地を持っていて、わりと日本の婦選獲得同盟の運動などは、「内地」と言われるところ、すなわち植民地の朝鮮、台湾の状況を度外視し婦選獲得ということをずっと進めてきました。実際に支部もそういう意識でやってきているような印象を、私は持っています。なので、それをどのように考えていったらいいのかも、何かしら考えられないかと思っています。こうした点で、先ほどの栗原先生の視点、すなわちアメリカの場合は人種という問題もきちんと織り込んだうえで検討していくという視点もあり

23 佐藤繭香「ガントレット恒子と女性参政権運動」『麗澤大学紀要』(103巻、2020年3月)。

ます<sup>24</sup>。あるいは、今回コメントを頂く広瀬先生は、「内地」「外地」という問題において、日本の女性がどのような経験をしたのかという点で朝鮮の女学校、あるいは愛国婦人会の植民地への進出といった問題について検討されています<sup>25</sup>。今回、充分検討できなくて課題になってしまっているのですけれども、考えるべき点として述べました。

以上の先行研究状況や問題関心をふまえ、本報告の構成としては二つあります。

一つは、本部による運動の視点です。その際にどのような運動手法が採られていて、どのような連帯の形が、特に海外の参政権運動を一緒にしている人たち、あるいはすでに達成したアメリカやイギリスという世界じゅうの女性たちの運動にどのように婦選獲得同盟はアクセスしようとしたのか、という視点で検討したいと思います。

もう一つ考えたいことは、少し後の時代になりますけれども、婦選獲得同盟の場合は、地域での運動が活性化していく中で盛り上がっていくという側面があります。それは各地への広がりということだけではなくて、婦選獲得同盟の本部の中での運動の動きという点でも活性化していくという面があります。それは調査委員会——今回初めて取り上げる本部の中の委員会の一つですけれども——での調査活動、具体的には海外への日本の運動の発信などですが、その中で自分たちの運動を、地域の運動も含めてどのように考えていたのかということを紹介したいと思います。この二つをもって、連帯の形を婦選獲得同盟本部がどのように考えていたのか、みていきたいと思います。

婦選獲得同盟は1924年にできた団体で、中心人物は市川房枝です。ただ、婦選獲得同盟が結成される前の1919年には、新婦人協会という団体がすでにありました。婦選獲得同盟より前の段階で、日本の女性参政権運動の活動がすでに始まっていました。ここで得られた結果が、集会権です。そもそも日本において女性は政治的な集会を開くことすら難しい状況にあったので、その権利を獲得したわけです。この経験と成果をベースにしながら、市川房枝らが婦選獲得同盟を結成しました。

そこで、運動の内容です。先ほどミリタンシーの話が出てきましたが、日本の場合、ミリタンシー的な運動はあまりなされていなくて、いわゆる穏健派がしてきたような対議会運動、つまり議会に行って、それこそ議員に法案を出してもらう、あるいは請願をたくさん集めて提出するわけです。これは主に婦選獲得同盟の中心の本部がやっていました。本部は東京にありました。

二つ目が、各地での政治教育運動です。

先ほど栗原先生が、全国女性参政権協会とアメリカ女性参政権協会の話をされていましたが、婦選獲得同盟の場合は、女性が正会員で、支部を作る際の構成員の一人としてカウントされていました。それで、支部を作ってよいかどうか本部に意見を求め、「支部を作ってよろしい」と本部が認めて、支部を作ることができました。ところが男性はというと、サポーターみたいな形で「会友」と呼ばれていて、男性も会に入ることができたのですけれども、総会に出て幹部になるということはありませんでした。

では全国でどれぐらいの数の支部が作られていたかということですが、まず1927年に初めて、新潟にできます。新潟はキリスト教系の矯風会の会員がと多くて、矯風会の人たちが作った団

24 栗原涼子『アメリカの女性参政権運動史』（武蔵野書房、1993年）、栗原涼子『アメリカの第一波フェミニズム運動史』（ドメス出版、2009年）、栗原涼子『アメリカのフェミニズム運動史——女性参政権から平等憲法修正条項へ』（彩流社、2018年）。

25 広瀬玲子「植民地朝鮮における愛国婦人会」（今西一・飯塚幸編『帝国日本の移動と動員』大阪大学出版会、2018年）、広瀬玲子『帝国に生きた少女たち』（大月書店、2019年）。

体です。なので、割と初期のころのクリスチানের運動の影響を受けてできた支部です。それ以降はけっこういろいろとあって、東京にでき、金沢、広島にもでき……以降、1930年と31年にとっても多くの支部ができていますのですけれども、全国に広がって盛り上がりを見せたのが、30、31年です。日本の場合、この時期に「婦人公民権」という地方議会の参政権を獲得するための議案が、衆議院を通過しています。しかし、それは貴族院で否決されます。そういう流れの中で、各地での運動が盛り上がりていきます。支部の発足は、こうした運動の盛り上がり方を反映しています。

では5枚目のスライド、「指針として」です。本部と会員の関係ということですが、婦選獲得同盟の本部が東京にあり、その運動指針をどのように伝えていくのかという際に媒介となるのが、『婦選』という機関誌です。これは1936年に『女性展望』に改称されます。機関誌をみることによって、本部が女性参政権獲得運動をどのように考えていて、それをどのように読者に伝えようとしたのか、また鼓舞しようとしたのかといったことを知ることができます。実際に、この機関誌の中で、どういう運動をしていたのかが伝えられています。

特徴として挙げられるのが、イギリスやアメリカに限らず世界じゅうの女性参政権獲得運動や政治参加に関するニュースを、早い時期から載せていることです。それがずっと続いています。本部が行っている運動だけではなく、こういう世界の動向を常に発信し続けているのです。また、国内の女性にかかわる問題も取り上げています。

婦選獲得同盟の『婦選』という雑誌の中で、最初の時期に、アメリカ、イギリスの女性参政権運動史が紹介されています。特にガントレット恒子がイギリスの女性参政権運動史を連載紹介しています。1926年12月開催の婦選獲得同盟創立1周年記念会では、同盟内部の会員懇談会で会員有志が「本日の呼物」として全米女性党（NWP）のページェントを上演しています。選ばれた題材はパレードとホワイトハウス前での「自由の焚火」など示威行動、入獄です。この記念会には同年10月に結成されその後警察の弾圧で消滅する千葉支部の面々も参加していました。その後、参加者は街頭でビラを配り外部に開いた演説会を開催しています。こうしたことで、早い時期からアメリカやイギリスの運動を意識する、あるいはそれを共有するという動きがみられます。

同時に、この機関誌は連載小説をたまに載せるのですけれども、パンクハーストのサフラジェットの物語を連載しています。食事強制といったことも含めて、本部の藤田たきが抄訳して載せています<sup>26</sup>。連載開始にあたり、藤田はイギリスの「従来の穏健な婦人参政権運動者」と区別される「武力的婦人参政権運動者」の「運動の大体を読者にお知らせする為め右著書中興味ある部分を翻訳した」と述べています<sup>27</sup>。

また、この時期に本部の調査委員会ができます。これは婦選獲得同盟の内部の話になってしまうのですけれども、この委員会が機関誌を作るうえで、特に後々、海外のニュースあるいは国内外のフェミニズム運動の情報収集などを行っています。調査委員会による活動は婦選獲得同盟のなかで早くから意識されていて<sup>28</sup>、これが実際にでき上って、動いていきます。

26 『婦選』の新装とともに藤田たき抄訳で Pankhurst Estelle Sylvia, *The suffragette; the history of the women's militant suffrage movement* (1911)が連載された。『婦選』3巻11号、1929年11月～4巻3号、1930年3月の5回分が掲載されたのち、同6巻2号、1932年2月～6巻3号、1932年3月に「丁度途中で中止になつてゐた訳なので」として参政権獲得に至る過程を連載した。

27 シルヴィア・パンカースト著、藤田たき訳「サフラジェット（The Suffragette）（一）」（3巻11号、1929年11月）。

自分たちでどのような資金活動をしながら運動をしていたのかということについて、実は先行研究では充分検討されておらず<sup>29</sup>、改めて確認してみると、観劇会などを開いています。発足当初は、麗日会という組織が著名人の書画等販売や映画会開催を通して婦選獲得同盟を後援した<sup>30</sup>ほか、本部でも観劇会や映画会、人形劇の開催、商品の代行販売、募金による資金作りをしていました。1927年より経常費は会費、運動費は募金で充当することとなり、支部が結成されていくと会費や寄附金での会運営が可能になっていきました。

今の金銭面の話と同時に早くから少し言及されているのが、運動におけるシンボルの話です。イギリスの場合はデザイナーが入っていたということで、かなり緻密に構成されていたという佐藤先生のお話がありましたが、婦選獲得同盟の場合、仕掛け人としてそれがだれになるかということ、金子しげりではないかと思えます。この人も婦選獲得同盟本部の幹部の一人です。市川房枝が有名なのですけれども、金子しげりはまさに、市川房枝と一緒に運動をリードしていました。かつ運動の方法や戦略を意識して発信しており、支部でどのように運動していくかというアドバイスをするほか、地方遊説なども中心になってやっています。

彼女は早い時期から、会のマークと旗と歌の三つを設置すべきだと言っていて<sup>31</sup>、実際に旗を作ります。このように三色旗を示しています。アメリカは黄色なのですが、日本の場合は黄色をオレンジにするとということで旗を決めています<sup>32</sup>。その後、本部が全米女性党の幹部だったエリザベス・グリーンの来日<sup>33</sup>を捉えて歓迎会を開催し、そこで実際に使っていた三色旗をグリーンから受け取っています。それが機関誌上で写真付きでこのような形で示されました。

そこでグリーンがどのような回想をしているのかなのですが、請願をはじめ合法的な運動を展開したもののうまくいかず、やむなくミリタントの運動手法、すなわちミリタニシーを「全く余儀なくせられた」、選択せざるを得なかったということが書かれています。このグリーンによって語られるアメリカの女性参政権運動の経験を念頭に置いて、グリーンは、「日本の婦選運動は私たちのやった事をしなくてもいい、かも知れません。日本では全ての潮流が婦選の実施を行はねばならない所に来てあるやうです」と述べています。続けて、「政治教育の運動を熱心にやる事、対議会運動を

28 婦選獲得同盟設立と同時に本部内に組織された宣伝部では世論形成のための講演会演説会主催やビラ撒き等の運動宣伝に加え、「研究会の開催調査等にも手を染めた」という（金子茂「宣伝部報告」『婦選獲得同盟会報』1号、1925年4月19日付）。その後、翌年4月に開催された総会で部を解体して委員会形式に再編し、調査委員会を含む6委員会が組織された。すなわち、本部として中央委員会が組織され、下部組織として政治教育委員会、対議会運動委員会、会員委員会、出版委員会、調査委員会、財務委員会が設けられた（久布白落実「中央委員会報告」『婦選獲得同盟会報』2号、1925年12月7日付）。

29 佐藤蘭香『イギリス女性参政権獲得運動とプロパガンダ』（彩流社、2017年）の成果に対し、日本の婦選運動の運動戦略や表象性、ジェンダーとの関係について掘り下げた検討はなされていない。

30 麗日会は1925年2月、石本静枝を発起人に後援会として結成された。その理由として市川は自伝に「実はまだまだ反対の多い婦人参政権の団体では、募金はむずかしい」と書いている（市川房枝『市川房枝自伝』〔新宿書房、1974年〕153頁）。

31 「第一回総会の記」には「会のマーク、会旗、会歌を設定するの案は、金子茂氏より説明されたが、席上にて直に決定することは困難なれば、本日はたゞそれ等を設ける事だけ決議し、後は中央委員会に任せることになった」とある（『第一回総会の記』『婦選獲得同盟会報』2号、1925年12月7日付）。

32 会旗について以下の説明があり、イギリスとアメリカの三色旗についても紹介されている。「会旗 これは昨年婦人デーに用ひてみた紫、白、黄の横三色旗が非常に綺麗であつたので、大体これをとることにし、黄を橙としたのです。英国の婦選運動の会旗は紫、白、青〔ママ〕、米国ののは、紫、白、黄です」。この会旗をもとに以下の「マーク」も作製し販売した。デザインは会旗を縦にしたうえで機関誌の題号「婦選」を横書きの銀字で記銘したもので、丸い七宝焼きのブローチである（『会旗及マークの決定』『婦選獲得同盟会報』3号、1926年3月31日付）。このブローチは全日本婦選大会や対議会運動の際に身につけられたほか、対議会運動では白いバラを全員でつける等の統一的な装飾品による運動もみられた。マークをデザインしたのは彫刻家の木村五郎で（前掲『市川房枝自伝』158頁）、機関誌『婦選』の表紙やカットも担当した（同147～148頁）。

33 1929年10月、京都で開催された太平洋問題調査会にエリザベス・グリーンは事務局員として来日した。

賢くよくやる事で勝利は得られるでせう」とあります。同時に、「婦選獲得は私共の最後の目的ではありません。この有力な道具を得たら、我々はこれを用いて我々の思ふ事を成就出来るのです」として、アメリカでは運動家たちが参政権を得た後、それぞれに政治的関心を持って自分たちが獲得した参政権を有効に利用している、ということが語られています。グリーンの場合、それが「汎太平洋の仕事」で、太平洋問題調査会で活躍するに至ったとあります<sup>34</sup>。それが機関誌で共有されます。すでに進藤さんの研究で、市川が参政権を獲得した後のことをかなり意識していたことが明らかにされていますが<sup>35</sup>、機関誌の中でもこういう形で展望まで含めて掲げられているということは、重要だと思います。

三色旗に関する効果ですけれども、支部の地域の運動の中ではあまりたくさんは出てきません。ここにも載せたように、全日本婦選大会というものが東京で開かれます。ここに、婦選獲得同盟だけではなく左派を含めたほかの団体も一堂に集まって、女性参政権の獲得を訴えています。その中で、受け取った三色旗を掲げて、運動のシンボルにしています。

同時に、歌は、全日本婦選大会で披露されています(図1)。これは雑誌の末尾に付録のようにつけられていて、配るという形でした。後々、結成された幾つかの支部の中でもこれを刷り出したり、あるいは本部が支部に紙として送ったりして、それを地方でまいていました。支部によってはこれを刷って、表に選挙の浄化などを訴える自分たちの主張を書いたビラを歌と一緒に混ぜ込んで配り、捨てさせない工夫もしています。

今のビラの話と、地方の新聞の中で歌は象徴的に引用されるということが金沢の場合にはあって、たとえば金沢支部が主催した北陸婦選大会でも「婦選の歌」を歌っていることが新聞に載っています<sup>37</sup>。

**FUSEN FUSEN**

## 婦 選 の 歌

— 山田耕作作曲 —

<p>□ 興 謝 野 晶 子 作 歌</p> <p>同じく人なる我等女性 いざいざ一つの生くる権利</p> <p>我等は堅實、正し、清し 人たるすべての義務を履ひ</p> <p>男子に偏る國の政治 庶民の汗なる國の富を</p> <p>けはしき憤みと粗野に勝つは 女性力の及ぶ所</p>	<p>今こそ新たに試す力 政治の基礎にも強く立たん</p> <p>女性の愛をば國に擴む。 賢き世の母、姉とならん</p> <p>久しき不正を洗ひ去らん 明るき此の世の幸に代へん</p> <p>我等の勤勞、愛と優美 はじめて平和の光あらん</p>
<p>□ 深 尾 須 磨 子 作 歌</p> <p>東の果に島あり その末よわれ等女</p> <p>一すじに道を道とし つひに得る正しき權</p> <p>いざわれ等女のほこり いざ受けん桂の冠</p>	<p>日の神ぞ統べます 光は永劫</p> <p>虐けと闘ひ 正しき權</p> <p>おほらかに歌ひつ いざもろ共</p>

●●● 婦 選 獲 得 同 盟 ●●●

本歌は、昭和五年四月十七日、婦選獲得同盟主催の下に、日本青年會に於て、第一回全日本婦選大会を開催するにあたり、特に興謝野晶子、深尾須磨子、及び山田耕作氏より寄られたるものなり。作曲は山田耕作氏、當日深尾須磨子、山田耕作氏より獨唱する。

定 價 一 部 金 五 錢

図 1

34 エリザベス・グリーン「三色旗とともにおくる言葉」『婦選』3巻11号、1929年11月。

35 前掲『市川房枝と「大東亜戦争」』80頁。進藤は『読売新聞』に市川が寄稿した記事「最近における米国婦人運動の方向」(1922年2月4日付)と同紙によるインタビュー記事「市川房枝さん帰る 全米の婦人は参政権に慚らず社会的地位向上に奮闘」(1924年1月23日付)を典拠としている。

36 第1回全日本婦選大会の後援団体は日本婦人参政権協会、全関西婦人連合会、仏教女子青年会、基督教女子青年会日本同盟、全国小学校連合女教員会、そして無産婦人同盟である。

37 『婦選の歌』を合唱し 公民権を与へよと決議 討論、決議にも優しさが溢れ 昨日の北陸婦選大会」『北陸毎日新聞』1930年11月4日付朝刊3面。

そういうことで、各地で支部が立ち上がりました。ところが、支部というのは会員が20人以上いないと結成できません。かつ、本部が認めないとできないのですが、関西を中心に支部ができ上がっていきます。それと東北でも秋田がかなり活発な運動をしていますので、秋田支部の支援を受け横手でも支部ができます<sup>38</sup>。ただこの中でイギリスやアメリカのような海外の女性参政権獲得運動やフェミニズムを念頭に置いた運動が展開しているかということ、実はそうではありません。新潟支部や、あるいは秋田支部の和崎ハルなどキリスト教の影響はあれど、基本的には自分たちの地域の問題にかなり収れんした運動が展開されているというのが、日本の支部運動の特徴です。なので、支部の運動において明示的に海外の運動を参照する、といったことは今のところ確認できていません。むしろ、自分たちの地域の問題にどのように取り組んでいったらいいのかということが、独自の実践という形で進められます。おもに①婦選獲得を目的とした講演会、地方政治行政の監視や参政権行使を見据えた講座の開催、②候補者に対し女性参政権の賛否や女性・子どもに関わる諸政策について調査公表、有権者への棄権や選挙違反の防止啓発など行なう選挙革正運動、③地方議会を監視し、地域の抱える課題を提起する、解決に向け働きかける諸運動——熊本支部での高等女学校移転問題、京都支部での女子専門学校廃止反対運動など——が挙げられます。

「選挙革正運動」というのは選挙の浄化を訴える運動ですけれども、本部においては二つの運動軸のうちの一つ、政治教育という意味合いを含めてこの運動を展開するようになります。特にこれが支部の運動の一つだということを強調していて、支部もそうだと思ってやっています。そこで、例えば支部では参政権の賛否といったことを議員候補者に質問アンケートをまいて、その結果を公表しています。あとは、有権者の棄権とか選挙違反の防止、啓発といったことをやっています。こうした運動を通して公正でクリーンな選挙を実現させよう、女性や子どもを度外視するような候補者を落選させようと働きかけるとともに、女性も選挙や政治に関心を持ち理解すべき、ということをも女性に促し女性参政権獲得へつなげようとするわけです。また、そのための講演会を開きます。

もう一つは、イギリスの場合はアメリカ同様にパレードがみられるわけですが、日本ではパレードというのはありません。しかし、選挙革正運動などもそうなのですが、街頭に出ることが目的になっていて、街頭に出て、「選挙違反をやめよう」というビラや講演会を開くということで告知のビラをまく、あるいはビラを貼る、立て看板を立てる、といったことが全国でよく行われています。でも、日本の場合、それをやるだけでも「何でビラを配ってるんだ？」ということでもかなり嫌な顔をされる、ということが、支部員の発言として残っています。

冒頭に挙げたような、機関誌の中で紹介される海外の女性参政権運動の事例と結びつけるようなことを、本部がむしろ積極的に行っています。本部が各地に遊説する際にさまざまな問題を取り上げるわけですけれども、選挙革正運動は各地の地方選挙が行われる際に行われます。まさに今日、日本は国政選挙ですけれども、例えば市会の選挙や県会の選挙などの前に「ちゃんと投票してください」と訴える。あるいは、市政をちゃんと監視すべきで、そのためには女性参政権が必要であるということで、講演会を開いたりビラをまいたりするわけです。その流れの中で、選挙の浄化と引っかけ、イギリスとかアメリカの女性参政権の問題、つまりは「アメリカではこんな選挙をやって

38 グレゴリー・M・フルーグフェルダール『政治と台所』ドメス出版、1986年。

いる」「イギリスでは総選挙があって、それで具体的にどのような政策が争われているか」といったことを紹介するわけです。同時に、本部が遊説する中で、日本の選挙の場合の弊害も一緒に説いていきます。また、「諸外国ではこうした選挙の状況がある、ということ由市川房枝たちが話している」という記事が、地方の新聞に載るという流れがあります。金沢支部に今の事例を確認することができます。金沢支部では1930年2月の第17回総選挙を前に「選挙革正演説会」を開催しましたが、ここでは支部員が演説や選挙に対する宣言を行なっています。続けて婦選獲得同盟本部から竹内茂代と市川房枝が講演をしています。竹内は東京市会疑獄事件などを紹介しながら婦選獲得によって選挙浄化を行なうしかないこと、市川はアメリカ大統領の選挙とイギリスの総選挙の状況を解説し「日本の選挙界の弊害を説き、婦人の政界進出はわが国を救ふ唯一の安全弁なりと述べ、聴衆に非常な感激を与へた」といいます<sup>39</sup>。

市川房枝たちは各地の運動、世界の運動を紹介するのですが、一方で人々はこうした世界各地で進められる女性参政権運動やフェミニズムをどのようにみていたのかということについても触れたいと思います。一つの事例として、『婦選』に掲載された広島支部の支部員・村上安恵が寄せている手紙をみると、女性参政権運動を広島でやっていく中で、「世の嘲笑はあびせかけられる、現代の婦選運動は、有閑婦人の、遊戯だ、又は、アメリカニズムの感染しているのだとかいつて、取越し苦勞をする人もある」と、女性参政権運動に対する反応が率直に書かれています。村上の手紙の中では「アメリカニズムの感染」ということで、「西洋かぶれ」という批判や揶揄の言葉の一つとして「アメリカニズム」が使われているということが分かります<sup>40</sup>。

ほかに、日本の場合は「共産主義」といった批判の言葉がよく使われるのですが、「西洋のことをやっている」とか、イギリスのミリタンシーの運動をとらえて、「ああいう過激な運動を日本はしないであらう」といったことを平気で言う男性の言葉——これは機関誌の『婦選』に載っているのですが——が出てきます。1930年2月に刊行された『婦選』掲載の座談会記事では、東京朝日新聞の下村宏が「この人に投票せよといふより、国民は男女半々だと相互に棄権させず、その上に民政のこの主張はいゝ政友も無産も此点は実行を期したい、だから婦選を与へるやうな政党なり人なりに投票しやうと、一般的にやると穏健でいゝ。私は英国の様な過激派は日本の婦選運動には不要かと思ふてゐる」と述べていて、市川が「わたしもさう思ひます」と応じています<sup>41</sup>。このように、「派手な運動」「過激な運動」ということで忌避する動きがありました。それに対して、それこそ先に見た広島支部員の村上はそれにすごく憤っているわけです。このような英米の女性参政権運動、特にミリタンシーの運動を婦選運動の忌避、ヤジや抗議の根拠として使う事例は新聞や議会の女性参政権の建議・法案提出の際にも見られます。日本の女性参政権運動に対するヤジや抗議と、日本での英米の女性参政権運動の受容とイメージ形成の関係については、今後の課題としてさらに検討したいと思います。

支部運動が盛り上がりと同時に調査委員会の活動がかなり活発になっていて、調査委員会も実はかなりいろいろな活動をしています。でも主な活動は、まさに海外の情報収集をし、それを機関誌に載せるということでした。最初はそれをやっていました。1930年には自身の婦選運動へ活かす

39 「金沢たより」全関西婦人連合会『婦人』7巻3号、1930年3月。

40 広島支部・村上安恵「同志通信より」『婦選獲得同盟会報』17号、1930年9月20日付。

41 「『選挙革正と婦人』座談会」『婦選』4巻2号、1930年2月。

ため、各国の女性参政権獲得運動団体へ「Questionnaire」を発送しています。具体的には、女性参政権・公民権の獲得状況について、さらに参政権を得ている場合、女性の政治参加がどこまで進んでいるか、女性議員や陪審員の割合など回答を求めています。これらの回答をもとに、世界各地で女性の政治参加状況についてチャートにしています。このチャートは残念ながら機関誌などには載っておらず、関連史料も見つけることができませんでした。しかし、このように世界の女性の政治参加状況を意識した作業を行っていたことは重要だと思います。

同時に、地域の運動が盛り上がることによって、海外の情報を集める、あるいは翻訳して紹介する……実は連載小説以外にインドの独立運動と同地の女性運動との関係など機関誌では紹介されているのですが、そうした海外の運動状況だけではなく、日本の中での運動についても調査委員会としてはなるべく情報を集めたいと呼びかけたりもしています。たとえば「あなたの地方新聞雑誌にあらはれる婦選記事は何卒調査部の方へ御まはし下さいませんか。あなたの市の、あなたの村の婦選運動の状況も委しく伺ひたう存じます。婦人団体の動き、女学校、小学校に於ける公民教育の有無、状態、その他何でも御気付の材料をどんどん送つて頂きたう御座います」「同時に皆様方が調査部の材料を御利用願ひたいと存じます」「外国雑誌等も少しは取り揃へて御座いますから御利用下さい」という呼びかけが『会報』に確認できます<sup>42</sup>。

(水溜)

井上先生、どうもありがとうございました。婦選獲得同盟のさまざまな戦略についてお話しいただきました。アメリカやイギリスの女性参政権運動に対して目配りを行いながら運動が展開されたという点は、佐藤先生や栗原先生のご講演との接点も感じられ、大変興味深かったです。この点につきましては、後半のディスカッションの中で深めていければと思います。

(休憩)

---

42 委員長・藤田たき「調査委員会より」『婦選獲得同盟会報』17号、1930年9月20日付。

## コメント

(水溜) 時間になりましたので、再開させていただきます。

まず、広瀬玲子先生にコメントを頂戴します。

広瀬先生のご専門は、近代日本女性史です。主著に、『帝国の少女の植民地経験——京城第一高等女学校を中心に』<sup>43</sup>、『帝国に生きた少女たち——京城第一公立高等女学校生の植民地経験』<sup>44</sup>、共著に、『北の命を抱きしめて——北海道女性医師のあゆみ』<sup>45</sup>、『東アジアの国民国家形成とジェンダー』<sup>46</sup>、『北海道社会とジェンダー——労働・教育・福祉・DV・セクハラの実現を問う』<sup>47</sup>、『帝国日本の移動と動員』<sup>48</sup>などがございます。

### 広瀬玲子 (北海道情報大学情報メディア学部教授)

実は私、女性参政権運動の研究を直接しているわけではないのですが、今回コメントをすることになり、日本やアメリカ、イギリスのことを少し勉強いたしました。三つの国それぞれが独自性を持った運動を展開したことを興味深く思っており、そうした点を絡めて、幾つかコメントさせていただきます。

最初に、婦人参政権運動というものがいつから開始されるのかということです。栗原先生から具体的に提起がなされ、セネカ・フォールズの集会以前にすでにその動きはあったのではないかとということでした。では、イギリスに関しては一体どうなのかということです。この点は佐藤先生にお尋ねしたいと思います。レイ・ストレイチーの『イギリス女性運動史』<sup>49</sup>を見ると1850年代ぐらいからではないかという気がしておりますが、いかがでしょうか。

それから、日本においては明治社会主義者の婦人参政権論の主張が出ております。具体的には、岩野清子——このかたが社会主義者と言えるかどうかは分かりませんが——が実際に治安警察法第5条の改正請願運動を行い、500余名の調印を集め、そして福田英子という社会主義者が主宰していた『世界婦人』を通じて、運動を組織化したと言われております。この動きは具体的には1900年3月16日の衆議院請願委員会にかかり、女性の政社加入という件は不採択になったのですが、同委員会で採択され本会議に報告され、衆議院はほとんど満場一致で通過します。しかし、貴族院で否決されるという経緯をたどりました。この直後に安部磯雄という社会主義者が『世界婦人』に「婦

43 広瀬玲子『帝国の少女の植民地経験——京城第一高等女学校を中心に』（科学研究費補助金研究成果報告書、2012年）。

44 広瀬玲子『帝国に生きた少女たち——京城第一公立高等女学校生の植民地経験』（大月書店、2019年）。

45 北海道女性医師史編纂刊行委員会編著『北の命を抱きしめて——北海道女性医師のあゆみ』（ドメス出版、2006年）。

46 広瀬玲子「日清・日露戦間期における女性論——総合雑誌『太陽』にみる争点」（早川紀代・李熒娘・江上幸子・加藤千香子編『東アジアの国民国家形成とジェンダー』青木書店、2007年）37-63頁。

47 広瀬玲子「北海道開拓における女性の役割——男女平等意識との関連から」（札幌女性問題研究会編『北海道社会とジェンダー——労働・教育・福祉・DV・セクハラの実現を問う』明石書店、2013年）12-29頁。

48 広瀬玲子「植民地朝鮮における愛国婦人会——併合から満洲事変までの軍事援護と救済活動」（今西一・飯塚一幸編『帝国日本の移動と動員』大阪大学出版会、2018年）275-306頁。

49 レイ・ストレイチー『イギリス女性運動史——1792-1928』栗栖美知子・出淵敬子監訳（みすず書房、2018年）[新装版]。

人と参政権」という短い文を載せているのですが、「男性に与えられたものが、どうして女性に与えられないことがあるか」という趣旨のことを書いております<sup>50</sup>。この点を、井上先生にお尋ねしたいと思います。

次が、「運動方針」についてです。これはそれぞれの国で本当に違う形を執っています。今日のお話を私なりにまとめますと、アメリカでは連邦憲法重視か州権重視かということで組織が分かれます。また、NAWSA（全米女性参政権協会）は対議会活動が優先となり、CU（議会同盟）からNWP（全国女性党）への流れは、ミリタンシーという方針を執ります。さらに、第一次世界大戦への協力か、それとも反戦かということについても、NAWSAは戦争への協力、その見返りとしての参政権獲得という方向を執り、NWPはあくまでも反戦を貫きます。イギリスではNUWSSという穏健派がまず誕生し、そしてWSPUがミリタントとして後に誕生します。しかし、両者とも戦争に協力をします。そして、結果として参政権を獲得します。このように、アメリカ、イギリスがそれぞれの道筋をたどります。

加えて、日本です。日本は、先ほど申し上げたように、治安警察法第5条を改正しないと女性が政治活動できませんので、それをまず改正した後で婦選運動というのが起きてきます。ただ、終盤ではやはり戦争への協力、その見返りとしての参政権という選択をしていくわけですが、ここにはやはり「権利なき参政という陥穽」があったという指摘が以前からなされているわけですが、この辺のことをどう考えるか<sup>51</sup>。

次に、「運動形態」です。アメリカでは、投票行動という実力行使から裁判へ持ち込むということがありましたが、同時に請願とかロビー活動も活発に行うという段階がありました。またイギリスから学んで、パレードなどミリタンシーを導入していくという動きがありました。その中で、人種主義が参政権運動の中に拡大していきます。いわば、顕著に表れるアメリカ特有の問題が付随してくるわけです。イギリスにおいては平和的な行動から流れとしてはミリタンシーへと行きますが、一方で、今日の佐藤先生のご報告にありましたように、視覚に訴える行進などが非常に華やかに行われました。

日本は、アメリカやイギリスの情報は十分に得ているのですが、平和的行動に徹することを方針に採用します。私は、この英米の運動と成果を参照しながら、こうした戦術を執った根拠は何かと考えております。日本において視覚に訴えるような行動は不可能だったのでしょうか。市川房枝の自伝などを読みますと、演説会はしきりにやっています。そして、男性を含めた多くの聴衆を集めております。しかしそれは閉じた場のことでした。確かに、外に広げていく、聴衆に広げていくことが時勢的に不可能だったのかもしれませんが、この点は、井上先生にお聞きしたいと思います。

それから「運動体の組織 連携の模索」についてです。

婦人参政権運動は当初、全体として中産階級婦人が中心になりがちでした。アメリカでは女性労働者との連帯が模索されていくのですが、人種・ジェンダーの多様性ということもあり、人種主義という積み残された課題が後年まで持ち越されていきます。こうしたことは、栗原先生のご著書を読んで感じます。では、イギリスでは労働者階級を巻き込むような動きはなかったのか。シルビア・

50 安部磯雄「婦人と参政権」（『世界婦人』世界婦人社、第37号、1909年6月5日）。

51 이 은경 「근대 일본여성 분투기-일본과 여성의 관계사」 한울 1921年、p.304（イ・ウンギョン『近代日本女性奮闘記——日本と女性の関係史』ハウル社、2021（韓国語））。同様な指摘は以前からある。

パンクハーストなどはそういう運動を行っていると思うのですが、この点がどうだったのか、もう少し具体的に佐藤先生にお尋ねしたいと思います。

それから、日本では社会主義者や無産階級の婦人と連携することを方針としたのか、そこが疑問としてあります。婦選運動の場合、全体として連携の困難さをどう考えるかということがあると思います。

最後に、婦人参政権を獲得しようとしたそれぞれの国の女性たちが、交渉の対象としたのはどこかということです。それは政党内閣であったり、日本においては軍部や官僚であったりします。英米では政党であったり、大統領です。一方、日本では英米と時期がずれたということもあり、不安定な政党内閣が続いている中、5.15事件が起き政党内閣が倒れます。その後は軍部中心の内閣で、総動員体制と大政翼賛体制へとなだれ込んでいきます。この変化というのが、ある意味では日本の持っていた特殊性だと思います。こうしたとき、日本の婦選運動家たちは政党内閣に対して政党中立主義を執るのか、あるいは特定政党に働きかけるのか、選択を迫られたと思います。また、軍部中心になればなおさら、交渉が難しくなっていきます。そこで、イギリスやアメリカ、日本の運動を取り巻く状況の相違というものを考えなければなりません。とりわけ、日本の抱えた困難についてどのように考えたらいいでしょうか。

以下は、付け足しです。

井上先生の報告では32年以後の参政権運動については触れられていないのですけれども、実はこれ以降、婦選獲得同盟は生活問題や母性保護問題へ接近を図り、それを積極的に取り上げていきます。そこで、そのことと当時の政府の方針との親和性というのが、やはり問題になるだろうと思います。また、もっと後になると、軍部・官僚が主導した選挙粛正運動……先ほどは革正運動ということでしたが、今度は選挙粛正運動へ参加していきます。そのことによる運動の性格の変化というのは、やはり否定できない事実ではないかと思っています。

以上、簡単ですが私のコメントといたします。どうもありがとうございました。(拍手)

(水溜) 広瀬先生、どうもありがとうございました。

イギリス、アメリカ、日本の女性参政権運動の共通点および差異について、論点毎に分かりやすく整理した上で、質問や問題提起をしていただきました。これらの点につきましては、これからのディスカッションの中で深めていきたいと思っています。

## ディスカッション

### パネリストからコメンテーターへ返答

---

(水溜) まず講演者のみなさまに、広瀬先生からの質問、問題提起に対してお答えいただきたいと思います。

それでは、まず佐藤先生、お願いします。

(佐藤) まず、イギリスの女性参政権運動はいつからか、というご質問を頂きました。

栗原先生のお話を聞いていて、イギリスの女性参政権運動にも似たような始まりの形があったのだと感じていました。1867年に選挙法が改正されますが、そこでジョン・スチュアート・ミルが女性参政権の法案を提出し、19世紀の女性参政権運動が正式に始まりました。ミルがその法案を提出する際に、どれだけの人か女性参政権を求めているのかということで署名を集めたのですが、署名を集めるために、一部のフェミニストの女性たちがグループを形成しました。

その前段階を見ていくと、1840年に奴隷制廃止の世界大会がロンドンで行われたときに、それまでの女性運動にかかわっていたイギリスの女性たちも参加しようとしています。アン・ナイトなど、そこで触発され、奴隷貿易を廃止するには女性にも選挙権が必要だと考えた人たちが登場しました。「そこが一つの芽になった」という言い方をされるときがあります。そう見ていきますと、その部分ではアメリカとイギリスの始まりのところが似ています。つまり女性参政権運動というものがある前に、ほかの女性運動が奴隷貿易廃止や奴隷制廃止の運動、女子教育向上のための運動を推進したわけです。また、イギリスの場合は19世紀後半に伝染病法撤廃運動などいろいろあるのですが、そういった運動があって、そのうえで20世紀の女性参政権運動が出てきます。イギリスの場合、シングルイシューの運動が多いのです。その中でいろんなイシューがまず解決していった、その後に女性参政権運動というところもあると思います。

もう一つは社会主義、つまり労働者階級を巻き込む運動はどうなのかということです。WSPUは、ロンドンではなくてマンチェスターで設立されています。マンチェスターというのは「産業革命のゆりかご」と言われ、綿工業などが発展しました。綿工業というのは、女性の労働者たちがたくさんいて、かなりのお金も稼ぐことができるわけです。そもそもマンチェスターの辺りは、女性の労働者たちの運動が活発でした。19世紀から、女性の労働者階級に参政権を上げようという団体が存在しています。パンクハーストたちも、実は独立労働党という社会主義系の組織に入っていました（WSPUが始まると出てしまいます）。つまり、マンチェスターで最初に設立したときには、実は労働者階級の女性もその設立メンバーに入っており、その人たちを含めてパンクハーストの周りにいた5人とか6人という小さいところから始まります。その中には労働者の女性も入っていました。

ということで、WSPUは、北部にあった労働者階級による女性参政権を求める運動の流れの中で生まれています。ところがロンドンに移ってくると、中流階級の運動になってしまいます。労働

者階級は入っているのですけれども、中心メンバーにはなっていません。その中でパンクハースト夫人の次女、シルビア・パンクハーストは、当初の目的を忘れていないとか……彼女はお母さんとお姉さんから、「あなたの方針は違うわ。出ていきなさい」と追い出され、別の団体を作ります。そこから、女性だけではなく男性も含めた労働者階級の参政権を求める組織を作っていきます。一方で、NUWSSはどうだったかということですが、この穏健派のほうは最初できたときは、もともと19世紀の運動を引き継いでいるので、やはり中流階級的でした。

1912年にミリタンシーがかなり過激化するという話をしました。それはなぜかということ、1910、11、12年に女性参政権の必要性に関する世論が高まっていく中で、議会の中では超党派の議員が法案を作ろうとする動きが出てきます。それで、超党派の議員によって、1910年に法案が出されました。しかし、だめでした。11年にも出されました。しかし、議会を通過しませんでした。かなりいいところ、あと一步というところまでいくのですけれども、だめでした。1912年にも出されました。まだ、だめでした。そこで、もうこれは自由党に任せておけない、ということになります。政府は自由党なのですけれども、「自由党は結局、出す気はないのね」と、NUWSSの人たちは考えるようになります。ではどこの政党と結びつけばいいのか。そこで1912年に戦略を練り直します。WSPUはミリタンシーの過激化のほうに行くのですけれども、NUWSSは「自由党が難しいのだったら、労働党はどうか」と考えるようになります。労働党は、1906年にできた労働者のための党です。この時期はまだ男性全員が選挙権を持っているわけではありません。したがって、党の方針としては、まず「男性の成人選挙権でいこう」ということが最初にあるにはあるのですけれども、「でも女性たちにも必要」ということも言っている。ということで、NUWSSは労働党との連携を図るようになっていきます。

そのときにNUWSSは、「では労働党の議員を議会に送り込まなければだめ」と考え、選挙資金の援助を考えるようになり、Election Fighting Fundというファンドを作り、けっこうなお金を集めて、労働党議員を後押ししています。

(水溜) どうもありがとうございました。

次に、栗原先生、お願いします。

(栗原) アメリカにおける人種主義、連邦と州の関係……州権と連邦主義というのは、アメリカでは人種問題と非常に複雑に絡まっています。例えば、後期の全米女性参政権協会（NAWSA）の中でも、特に最初のころは、南部の運動家に配慮した方針を採らざるをえませんでした。つまり、南部における人種主義を掲げている運動家たちの見解に配慮しなければいけなかったということもあります。

もう一つは先ほど述べましたが、1913年の行進です。ウィルソン大統領の就任式前日の行進で人種主義が展開されます。アリス・ポールがハーワード大学のアフリカ系アメリカ人の女性がパレードに参加するのを、いったん拒むということがありました。結果的には、男性を挟んで、人種により分離した行進を求めるわけです。このときに、書簡によると、黒人の運動家リーダーのW・E・B・デュボイスの質問に対しては、「いやいや、私は人種差別をしていません」とはっきり言うのです。けれども、親しい友人に関しては、「やっぱり、何となくともに行進することへの不満」を述べています。したがって、平等にすべきということは原則、分っているのだけれども、実際には何となく人種別に分かれての行進をしたいという意思があるわけです。

それから、先ほど「白人の責務」ということで述べましたけれども、女性参政権運動家は教育を受けている人の権利を重視しています。そこにエリート主義も見えます。

それから、組織の中ではどうだったかということですが、実は組織がアフリカ系アメリカ人の女性を加えていないということではありません。他方で、アフリカ系アメリカ人女性はジェンダー平等よりも人種平等に力点を置きます。したがって、自分たち独自のアフリカ系アメリカ人の参政権運動組織を形成しています。ですから、女性参政権運動組織のメンバーではありながら、より人種のほうに力点を置く傾向が見られます。

(水溜) どうもありがとうございました。

井上先生、お願いします。

(井上) コメント、ありがとうございます。私の勉強不足も大いであって、しっかりお答えできなくて申しわけないのですが、今回の話を婦選獲得同盟に絞ってしまったというか、私の研究がまさに婦選獲得同盟研究なのです。そういった点で今回の社会主義との関係、特に広瀬先生が最初のほうで指摘された明治のころの運動については、私もしっかり話すことができなくて申しわけありません。この明治期以来の社会主義運動との関係についてはご質問でも頂いていました。

同盟のできる前後にいわゆる男子普選法ができる(衆議院議員選挙法の改正により「男子普通選挙」が実現される)のと同時に治安維持法ができます。そこでまず、社会主義的な運動は完全に弾圧されるということが法律で決められてしまいます。婦選獲得同盟はそれも念頭に置いて、同盟の運動を進める際に、政党については絶対中立を貫くということ、まず方針として出しています。なので、こういった社会主義系の運動団体と特別につながるとか、広瀬先生が「政党中立主義か……」と書いておられるところはまさに、政党中立主義なのです。しかしながら、最初のほうの運動で応援演説などはしているのですが、それは政党を問わず、女性参政権を支持している候補者を応援するという事です。だから政党は全然問わないわけですが、それに対しては批判もかなりあります。

一方で、実は無産系の女性団体も全日本婦選大会に参加していて、一緒に運動しています。というか、そこで「参政権を獲得するのだ」ということをアピールしています。そういった点では、一応連携はしています。

同時に、婦選獲得同盟は労働問題に対する関心を全く持っていなかったわけではなくて、一応それについても取り組んでいます。ただ、全日本婦選大会はとにかく政党を問わずにだれでも参加できるとした一方で、先ほど広島支部の女性の報告も載せましたけれども、日本の場合、無産政党に対する偏見がすごく強くて、女性参政権運動自体が「赤の運動」と言われて、支部の運動が攻撃されることがしばしばありました。広島は、そうした無産系の運動も酌みながら支部を作っています。そうしたこともあって、広島の場合はすごくきつと言われるわけですが、それは金沢、京都なども同様です。それで、支部員が閉口するわけです。

あと、全日本婦選大会で無産派の女性たちが一生懸命アジるのですが、婦選獲得同盟の運動自体は中途半端なので、それに対して無産派の女性たちは当然ながら抗議します。それに対して「微妙な空気が流れる」といったことが、機関誌の報告でも書かれています。このように、ひずみみたいなものがあると思います。

社会主義との関係に関して報告で紹介できなかったのですが、日本の運動を世界に発信す

る際の婦選獲得同盟の活動報告の中では、社会主義運動についてあまり触れられていません。婦選獲得同盟の場合、新婦人協会がまず運動をして、というところから説き起こして、日本の参政権運動を紹介しています。そういう形で自分たちを総括しているということが、史料から見ることができます<sup>52</sup>。なので、一方では、彼女たちの自分たちなりの日本からの発信には、そうした自己意識、新婦人協会以来の流れこそが日本の女性参政権獲得運動のひとつの道筋だという自負があったと言えるかもしれません。

1932年以降は、広瀬先生が書いてくださったとおり、その後、まさに母性保護運動といった問題に向かっていってしまいます。質問にも出していただいているとおり、国防婦人会といった右派の運動がどんどん進んでいくことになるのですけれども、そのような変化に関して……大きな問題なので今回は外してしまったのですが、どのように説明したらいいか……賛成するがゆえに権利なきまま協力する、というのはそのとおりで、広瀬先生のおっしゃっていることは日本参政権運動の研究と見解が一致していると思います。ただ最近では、進藤さんの研究などでは一方で参政権運動をどう続けるか悩みながら、国策協力とどのような接点がつくられつつも、当初の女性参政権運動の姿勢を貫こうとしたかという路線で書かれているかと思いますし、私もそう思ってやってはいるのですけれども。

(水溜) 視覚に訴える行動が不可能だったかどうかという点については、いかがでしょうか。

(井上) 視覚の問題ですけれども、一つは私も含めた研究者の視点の問題で、あまりそうしたことは問われてきませんでした。なので、それこそ佐藤先生のご研究を拝見して、当時のジェンダー観も反映される重要なテーマだと気づかされ、大いに学ばせていただいたというのが正直なところです。

一方で、今回改めていろいろと史料を見てみましたし、質問してくださったかたもいるのですけれども、イギリスのように完全にきれいにパレードをする、などの意識はあまりありません。ただ、全国で一緒にビラを配るなど、街頭へ女性たちが現れ文書の配布などを通して示威行動をする、あるいは新聞などに挟み込むといった、文字、ことばを通した運動方式です。演説会をするということもそうです。講演をする、街頭でビラを配る・貼る、立て看板を立てるといった意味での表象ということはするし、それもけっこう運動の方法として本部が支部へ指示したりする。あるいは、新聞で報道されたり、ビラを貼っているところを警察に強く注意されて、摘発されるということを本部はしています<sup>53</sup>。なので、行進するというよりは、街頭でビラを貼る、まくということが、彼女たちにとっての行進的な意味合いを持つことだったのかと思います。それが運動の象徴だったのかもかもしれません。

(水溜) どうもありがとうございました。

3人の方のリプライをふまえて、改めて広瀬先生のほうから何かご発言がありますでしょうか。

52 「婦選獲得同盟」『The Woman's Suffrage League of Japan』〔1930年作成か〕、市川房枝記念会女性と政治センター所蔵、請求番号811。

53 1930年2月の衆院選を前にした同年2月13日は「婦選デー」として全国一斉に「与へよ一票婦人にも」を標語に掲げた街頭でのビラまき・ビラ貼り・新聞折り込み、立看板掲出、演説会開催などがなされた。これは婦選獲得同盟のみならず他の女性団体有志も協力実施した。東京では「こういうことにはなれている無産婦人同盟を除くほかの団体の人たちが警察官に無許可のビラ貼りは禁止として注意を受けた。本部幹部は警察に連行されたが、のち釈放された（前掲『市川房枝自伝』276～277頁）。

(広瀬) 特にありません。

(水溜) 私の方から、1点追加の質問をさせていただきます。

今の井上先生のお答えでは、当時の日本では、「きれいにパレードをする」という発想はなかったとのことでした。たしかに、当時の政治運動のイメージは、ビラを配る、演説会を開く、立て看板を立てるといった点に、限定されていたのだらうと思います。

一方で、1920年代はプロレタリア文化運動が非常に盛んな時代で、文化を通じて政治的メッセージを発する活動が盛んに行われていたように思います。先ほどの佐藤先生のご講演では、視覚に訴えかける行動の一環として演劇活動について触れられていました。日本の女性参政権運動に関しては、演劇など文化活動を通じて運動を広げていくといった発想はなかったのでしょうか。先ほど婦選獲得同盟が会歌を作ったことに触れられていましたが……。

(井上) 一つは私の視点の問題で、私が拾えていないという問題性があると思うのです。本当にそういった視覚とか文化ということに関しては、それこそ広瀬先生が最後のほうで挙げてくださった1932年以降、政府というか地方行政と協力する中で、映画を撮ったり演劇をしたりということはするのです。それは完全に女性参政権そのものではなくて、むしろごみの分別の問題など生活の問題を行政と一緒にやっていくという運動がすごく盛り上がったのですけれども、それで映画を作る、劇を作る、そしてその脚本を配るということはしていました。

劇に関して言うと、一応本部は、劇をするということは……今の話は完全に1932年以降の話ですけれども、その前の段階、まさに今日話した時期に1回、婦選そのものを題材にして劇を作って、脚本——これは金子しげりが作ったのですけれども——を機関誌に載せるということはしているのです。ただ、それを1回やったというだけで、全日本婦選大会の中、彼女たちの中でその劇を披露するといったことはするのですが、大衆に呼びかけるために演劇などを使うかという、私はあまり見たことはありません。それは私の課題でもあるのですけれども。

(水溜) どうもありがとうございました。

## 会場との質疑応答

---

(水溜) 次に、会場との質疑応答に移ります。皆さんからたくさん質問を出していただきましたので、それらの質問にお答えいただきます。取捨選択していただいてもかまいませんので、会場から寄せられたコメントや質問の内容をご紹介いただいた上で、質問にお答えいただければと思います。

それでは、佐藤先生からお願いします。

(佐藤) その前に、井上先生のお話を聞いていて、そうだと思ったことがあります。プロレタリア文化運動のように「文化を通じて」ということですが、先ほど時間がなくて私が触れることができなかつた点について、追加で少しお話しさせていただきます。

NUWSSのパナーを作ったメアリー・ロウンズという人は、「アーツ・アンド・クラフツ運動」に関わったステンドグラス作家です。イギリスの場合は、社会主義とアートの関係がすごく近く、1880年代に社会主義のいろんな組織ができてくる中で、どちらかという中流階級の人たちが主導する社会主義という形がありました。その中で芸術運動というのが出てきています。

アーツ・アンド・クラフツ運動というのは工芸運動なのですが、産業革命によって大量生産品が

いろいろできてきます。それによって職人の地位が落ちていく。また、大量生産品というのは美しくない。そこで、工芸とか手仕事というものをもう一回見直していこうという運動になります。職人というのが関わってくるので、そこで労働というか社会主義とかかわってきます。アーツ・アンド・クラフツ運動を主導したウォルター・クレインというアーツ・アンド・クラフツ協会の会長になった人物も、女性参政権運動を支持しており、労働運動にも一生懸命かかわっていきます。社会主義のメッセージをしっかりと視覚に表すということをウォルター・クレインはやっておりまして、労働運動の中でもバナーのデザインなどをしています。ウォルター・クレインの考え方は、女性参政権運動のそうしたバナーを作った人たちに影響を及ぼしています。

女性参政権運動の場合は、芸術家参政権協会とか女優参政権協会といった、芸術家たちが集まる参政権協会があります。劇作家のバーナード・ショーも社会主義者なのですが、演劇のほうもかなり社会主義が入っています。その影響も受けて、女優さんたちもかなり女性参政権運動に加わっています。そういう意味で、アートと社会運動が非常に近い関係にありました。それを受けての女性参政権運動があったということです。

以上が、私の付け加えたい点でした。

では、次のような質問を頂きました。

「マイルドなミリタンシーは、どのように公的な記憶の中で位置づけられたのでしょうか。ラディカルな要素は記憶の中で周辺化された形で語られると思いますか」

記憶の問題というのはすごく難しいと感じています。ロンドン・オリンピックのオープニングセレモニーでWSPUの行進が再現されていたのですが、WSPUの活動というのは、女性運動の中の一つの象徴としてずっと使われてきたという要素があります。それは1970年代に女性解放運動があり、その中でもう一回、WSPUは掘り起こされてきたというところがあります。「何てすごい闘いをしたのだ」「すごい人たちだ」という言説の中で、ミリタンシーという活動内容がぼやかされてきているところがあります。

先ほど、二項対立の歴史がWSPUとNUWSSで語られている、という話をしましたけれども、「WSPUが女性参政権運動にすごく貢献した」と言っている人たちは、ミリタンシーの部分をあまり直視していないと批判されることもあります。ミリタンシーでは、すごく暴力的なことをしていることもあります。例えば、鉄道の電線を切ってしまったり、手製の爆弾を作ったり、教会を燃やしたりと、かなりいろいろとやっています。そこをちゃんと評価していないのではないかと思います。ですから、現実をちゃんと直視しなさい、と言いたいところです。最近は特に、イスラム系のテロリズムがあります。その歴史の流れの中でWSPUのミリタンシーの活動というものをもっとちゃんと見たほうがいいのか、ということが言われています。つまり、イギリスのフェミニズムの運動の中で「勇気ある人たち」という形で表象されていく中で、ミリタンシーというのが「ぼやかし」みたいな形で語られてきたというところがあるというのは一つ、問題だと思います。もしかしたらもっと早く女性参政権を得られたかもしれないのに、この「過激なミリタンシー」が邪魔をした、と言う研究者もいます。この論点は、決着はつかないと思うのですが、いまだに議論されています。

先ほど、1912年以降何で過激化したのかということをお話したのですが、1910年から超党派の議員による調停法案が毎年出されており、「もうちょっと、もうちょっと」という形で本当に

もうちょっとだったのですけれども、1912年の最後に出されたときに、アスキス首相は、はっきり言って女性参政権運動の敵として妨害をしました。自由党は大体、女性参政権運動に賛成の議員が多いのですけれども、自由党の首脳部は反対していて、特にアスキスは反対していました。「女性にふさわしくない」「女性の領域ではない」「国政に参加するための教育を、女性は受けていない」という言い方をするわけです。その中でアスキスが邪魔をしたのです。政府は「もっと広く、男性の労働者階級まで入れた参政権法案を提出する用意がある」といったことを言って、本当にうまくいきそうだったのに、法案の成立を阻止しました。そうした中、WSPUはミリタンシーを停止させていたのですけれども、怒りに火をつけられたような形で、1912年以降、かなり過激なものになっていきます。

その前段階として、今日はあまり話をする事ができていなかったのですけれども、マイルドなミリタンシーをやっていたときは、女性参政権活動家に対して政府のほうもかなり過激なことをやっていたのです。例えば、ハンガーストライキになったときに、監獄で活動家に死なれては困るわけです。そうすると、活動家が殉教者となってしまい、世論がわき上がります。それで何をしたかということ、強制的に食事をさせたわけです。われわれで言うと胃カメラみたいなものですが、鼻とか口からチューブを入れて、流動食を流し込むのです。そうなるのももちろん女性は暴れるので——一応医療的行為になるのですけれども——3～4人で押さえ込んで、鼻や口からチューブを突っ込んで、ダダダッとやる。監獄に入っている間は、それは1回で終わりではありません。またハンガーストライキに入るので、何回も何回もやるわけです。それで体を壊す人もいましたが、それをWSPUの人たちは「政府による暴力」と言いました。

こうしたこととはまた別に、1910年10月に「ブラックフライデー」という事件が起きるのでありますが、議会に行進した300人の女性たちを警官隊が待ち構えていて、6時間にわたって殴る蹴るの暴行を加えたのです。それはやはり、政府による暴力だと言えます。したがって、マイルドなミリタンシーという中でこうした政府との攻防があって……つまりは政府による反撃もあって、1912年に「もっともっと」という形になっていったのではないかと思います。

(水溜) 栗原先生あての質問は、私の方で紹介させていただきます。

「帝国主義主義と女性参政権運動」について、レジュメに「アメリカ文明を伝道する女性の特殊性強調」とありますが、ここで言う「特殊性」というのはどういうものですかという質問です。

(栗原) 女性は道徳性という点で男性より優れ、敬虔なキリスト教徒として、宗教的にも優れているゆえに女性たちはアメリカの優れた文明を伝え、宗教的伝道を行い、女性たちが持っている生活習慣を海外に普及する役割があるとしました。アンソニーは「アメリカが優れている」とは言っていないのです。そうではなくて、アメリカの男性も十分に野蛮であって、粗暴であると述べ、女性の特殊性や優位性を語っています。つまり、女性は男性とは異なる道徳的・宗教的優位性がある、ということです。

(水溜) どうもありがとうございました。

それでは井上先生、お願いします。

(井上) ご質問を頂き、ありがとうございます。

アメリカとイギリスの女性参政権運動について、かなりご質問を頂いています。

すなわち、そういったことが日本では受容されているにもかかわらず、あまり接続しない。むしろ

ろ日本の婦選運動の中での対立、例えばアメリカでの経験があった市川に対してガントレット恒子などは、イギリスの女性参政権運動を重視し、あるいは久布白落実の話……といったこともご指摘いただいています。そこでの対立というより、機関誌に連載している小説とか、あるいはイギリスやアメリカから女性参政権運動家が来日して、そのときに原稿を機関誌に載せているのですけれども、それに倣うとか従うというより、それをまずは紹介するという側面が強いような気がしています。それを受けて、「では自分たちはどうすればよいか」という感じではないかというのが私の印象です。

ただ、それこそ三色旗を受け取っているという点では、この運動を継承するという側面は十分あると思います。あるいは、歌を作るとか、旗のこともそうですし、バザーというよりは劇をする。その劇というのは文化活動とは全然関係なくて、一般的な人形劇をして資金を集めるという、手法としてはアメリカやイギリスでやられていることの一部を撰取しているのですけれども、踏襲するというよりも自分たちの場合は自分たち独自にやっていくという方向性ではないかという気はしています。でも私も今回報告し、皆さんからご質問を頂いて、改めてちゃんと見直さなければいけないということを学びました。ただ、地域での運動でも英米の運動を踏襲するといったことはあまり見られません。そこで、アメリカやイギリスなどの運動に対して何か言っていないのだろうかと思って探したのですけれども、うまく見つけることができませんでした。引き続き課題として取り組みたいと思います。

そういった点で、イギリスとかアメリカの連載小説などを載せて機関誌で共有するということは、特に1931、32年以降の話に顕著になってきます<sup>54</sup>。それは3のところで話そうとしたことですが、むしろ運動自体がもっと厳しくなってくるので、それこそ運動の継続を重視して政府との親和性を持ちながら、間接的な運動に変わっていきます。先ほどごみ運動と映画の話をしましたけれども、地方行政が清掃工場をうまく機能させるためにもごみの分別といったことを女性に求めて、それに呼応する婦選獲得同盟とその支部、という構図ができてきます。特に満州事変が起きた後、議会ではそもそも参政権に関する法案が何一つ通らなくなってしまいます。そうしたことを受けて、間接的なところである意味、政治教育に振っていくわけです。市政とのかかわり、協力関係を築くことで、女性が間接的に参加していきます。生活とか母性とか、ある意味女性性を押し出し、「だから私たちの政策は意味がある」という形で間接的に政府に協力していく、参加していくという側面がかなり強くなっていきます。

連載小説の中でも——日本とかヨーロッパということをおぼえずに、どこの国でも運動はすごく厳しくて大変で、つらい思いをしている。そういう中でも未来の女性たちのために運動していこう——ということがかなり取り上げられます。シルビア・パンクハーストのサフラジェットの小説の2回目の連載のときに、それが顕著に現れます。一部をスライドの末尾のところに出したのですが、その最後のところで言われているのが、参政権を獲得すると同時に、イギリス女性だけではなくて、それこそ絶対服従を要求されている「東洋」でもサフラジェットの運動は大いなる刺激を与えずにはおかなかったということが書かれています。そして「母性のための社会の第一歩は、婦選とともに

54 「サフラジェット」の再連載がなされる（『婦選』6巻2号、1932年2月～6巻3号、1932年3月の2回連載）ほか、藤田たき抄訳「アントニー伝」（原典はRheta Louise Childé Dorr, Susan B. Anthony, the Woman Who Changed the Mind of a Nation (1928)）が確認できる（同7巻1号、1933年1月～7巻12号、1933年12月の11回連載）。

に来た」と結んでいます。皆さんにお渡ししたのはその部分で、母性の強調と参政権の獲得の意義を結びつける形で、参政権の要求ということをかなり言っています<sup>55</sup>。そして、全日本婦選大会のようなさまざまな団体が一堂に会して、参政権のキャンペーンというか、大会で決議して参政権を求めるという運動をしていく中で、新しく母性問題に関心を持つ人を逆に、参政権運動に取り込んでいくという、別の広がり方をしていきます。そこで、そちらのほうに運動がシフトしていくわけです。

ただ、一方で運動の困難性という話もあって、このサフラジェットの前半では、第一次大戦下においてパンクハーストの母と姉と本人の対立・分裂について翻訳されています。母親とお姉さんは戦争協力のほうへ向かっていきます。けれども「私」——つまり小説に出ているシルビア・パンクハースト——はそれに抵抗感があって、「私は私でやっていく」ということで組織を作って、軍事奉仕を女性に対して求めてくるようなイギリスの通牒などが発せられても、それはおかしいとかなり抵抗し、そのような運動について「登録を拒絶すべき」ということを、この小説の中で翻訳して載せています。それを母性の話と一緒に載せているのです。そういった点で、小説が連載されている1932年というこの時期は、戦争に若干抵抗しつつ、しかしながら一応戦争反対というか、戦争協力をガッとつかむということにはまだ抵抗のある時代なので、そうしたことが一緒に小説に載せられて、それを読ませるという形で機関誌に載ります。

他方で、日本の女性の参政権運動に関して言うと、「母性」に関心を持っている人が参政権運動に新しく入ってくる一方で、1930年以降……32年以降、国防婦人会などを媒介として戦争に絡め取られていくという流れがあります。これに対しても、今話したような運動のやり方がどうつながるのかというと……むしろ日本の参政権運動というのは——私が前提で話していなかったので悪かったのですが——参加者がすごく少なく、決して多数派ではありません。だから、階層というか、女性の関心が違うというところも一方ではあるという気がします。それがどのように結びつくか……。

ただ、国防婦人会などのやり方は婦選獲得同盟とは全く違って、むしろ向こうのほうが戦略的にうまくできています。それこそ国防婦人会といえばおそろいのかっぱを着て、同じたすきを掛けているわけです。愛国婦人会で象徴的に語られる服をめぐるの対立、すなわちいい服を着ているということへのねたみをなくすためにも、全員が同じかっぱを着て、全部統一してやっていきます。そうしたことで、カッコつきの「平等性」を確保していきます。そちらに共感する女性もかなりいるわけです。例えば、金沢などはそちらのほうが強くて、支部の運動が掘り崩されていきます。それで、一部の支部員は国防婦人会のほうに流れていきます。

以上、ちょっと複雑な話になってしまい、恐縮です。

(水溜) どうもありがとうございました。

広瀬先生から、何かございますか。

(広瀬) 私と井上先生へのご質問が届いています。

---

55 該当部分は以下の通り。「戦闘的婦選運動とその成功は全世界の婦人解放運動の魁をなしたのである。婦人に絶対服従を要求し婦人も亦それを甘んじて受け来つた東洋にすらも、サフラジェットの生命を的の猛運動は、大いなる刺激を与へずにはおこなかつた。婦人の地位は向上した。婦人之幸福は増進した。児童相談所、母子ホーム、寡婦年金は設けられた。母性のための社会の第一歩は、婦選とともに来た。(終)」(藤田たき抄訳「サフラジェット」『婦選』6巻3号、1932年3月)。

明治社会主義者の主張だけでなく、集会及政社法や衆議院規則における女子の傍聴禁止に対する改正運動が明治23年に起きるのですけれども、それもやはり女性の政治参加を求める動きだということ、私も思っています。ただ、それが運動として組織化されていたかということ、それは疑問です。女性たちが請願をして、傍聴は認められたという結果に終わるのですけれども、その後、その運動が継続したということは、今のところは確認されていないと思っています。

それから、「社会主義者、無産階級婦人との連携も困難になると思いますが、矯風会などのキリスト者との連携もある面では困難になるのではないのでしょうか。なぜならば、矯風会メンバーが市川の喫煙習慣などを問題視していたように、女性の理想像というのが各集団でかなり異なるのではないのでしょうか。この点、婦選運動が主な対象にしていると思われる主婦層に対して、独身で自活する市川は代表性を持ちえたのでしょうか」というご質問も頂いています。

これは、一般の主婦と市川との隔たりを指摘されているのだと思います。ただ、矯風会というのは緩い組織で、確かに禁酒とか公娼制廃止とかということはありませんけれども、全体として社会改良団体なのです。久布白落実やガントレット恒子などを見ても、婦人参政権ということも当然視野に入ってくるので運動に参加するわけです。私はむしろ、連携の困難さがありながらも、どう連携していくかということが追求し切れなかったということが、日本の参政権運動の残念なところではないかと思っています。

(水溜) どうもありがとうございました。

## 閉会の挨拶

---

(水溜) そろそろ時間ですので、これにて質疑応答を終わりにさせていただきます。

最後に、司会から、閉会の挨拶を述べさせていただきます。

奇しくも、本日は衆議院議員総選挙の投票日です。敗戦後に女性参政権が成立して最初の総選挙が行われて以来、なんと75年以上が経過しておりますが、解散時の衆議院における女性議員の比率は依然として1割程度でした。報道によりますと、今回の選挙における女性候補者の比率は17.7%です。この比率は前回の総選挙の時とほぼ同じであることを考えますと、残念ながら、明日起きてみたら女性議員が飛躍的に増えていたということにはならないでしょう。女性の意見を政治の場に反映させるためには女性議員を増やすのがもっとも有効な方法ですが、なかなか女性議員が増えない現状に鑑みますと、代表を議会に送るのは異なる方法で、女性の声を政治に反映させる方法を考える方が近道かもしれません。その意味で、日本に住む我々が、女性が女性の代表を議会に送ることなく女性の政治的権利を認めさせた過去の女性参政権運動の事例から学ぶことは沢山あると思います。もちろん、今の発言は半分冗談です。むしろ我々は、過去の女性たちが女性参政権を実現する過程で経験した様々な苦勞を思い起こしながら、投票権をしっかりと行使していくべきだと思います。もちろん、これは女性に限ったことではありません。男性の政治的権利についても同じことが言えます。というわけで、まだ投票に行っていない方は、これから急いで投票所に行ってください。20時まで投票できます。

さて、本日は、コロナ禍にもかかわらず、昨年に引き続き対面でシンポジウムが開催できましたことを大変嬉しく思います。登壇者の先生方には、お忙しい中、大変貴重なお話をきかせていただ

き、どうもありがとうございました。今回は、ハイブリッド形式での開催となりましたが、いろいろと不手際があり、栗原先生にはご迷惑をおかけしました。来年度もハイブリッド形式で開催する場合は、今年度の経験をふまえて、より入念に準備を行いたいと思います。

また、センターの事務職員の高橋さんやアルバイトスタッフの皆様には、コロナの感染予防対策、ハイブリッド形式への対応を始めとして、色々にご尽力いただきました。心より感謝申し上げます。

(拍手)

公開シンポジウム

「女性参政権運動史をふり返る」記録

発行 2022年3月31日

北海道大学大学院文学研究院  
応用倫理・応用哲学研究教育センター 編集

編集責任者 水溜真由美

(北海道大学大学院文学研究院教授・同応用倫理・応用哲学研究教育  
センター運営委員)

©2021 応用倫理・応用哲学研究教育センター

ISBN 978-4-9907888-8-9

〒060-0810

北海道札幌市北区北10条西7丁目

北海道大学大学院文学研究院

応用倫理・応用哲学研究教育センター

E-mail : [caep@let.hokudai.ac.jp](mailto:caep@let.hokudai.ac.jp)

URL : <http://caep-hu.sakura.ne.jp/>

Twitter : @caep\_hu